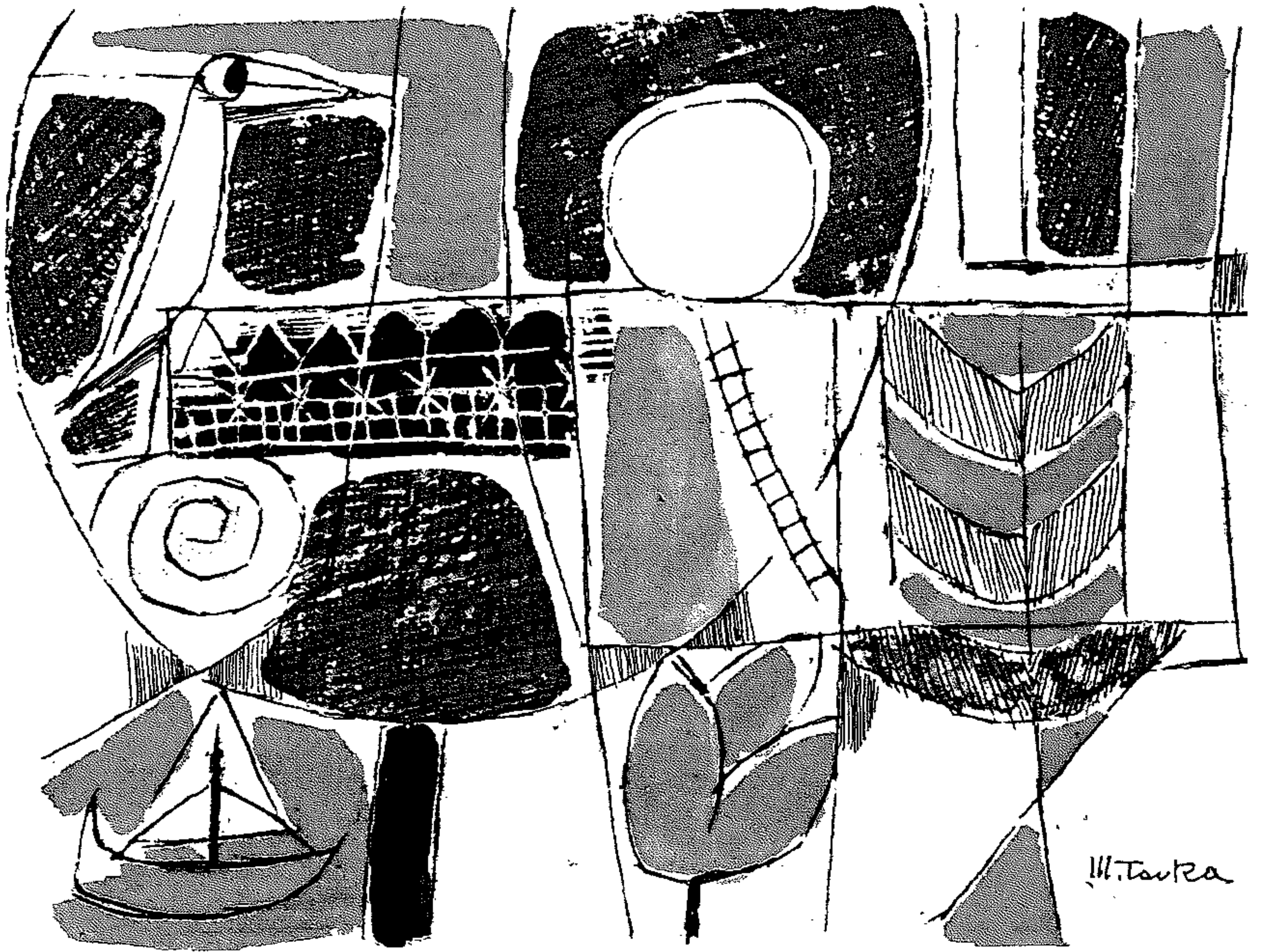


婦人少年者



- ◆十代の発育の生理と労働能力
- ◆安全・衛生関係資料（資料室）

7
1963

婦人少年協会

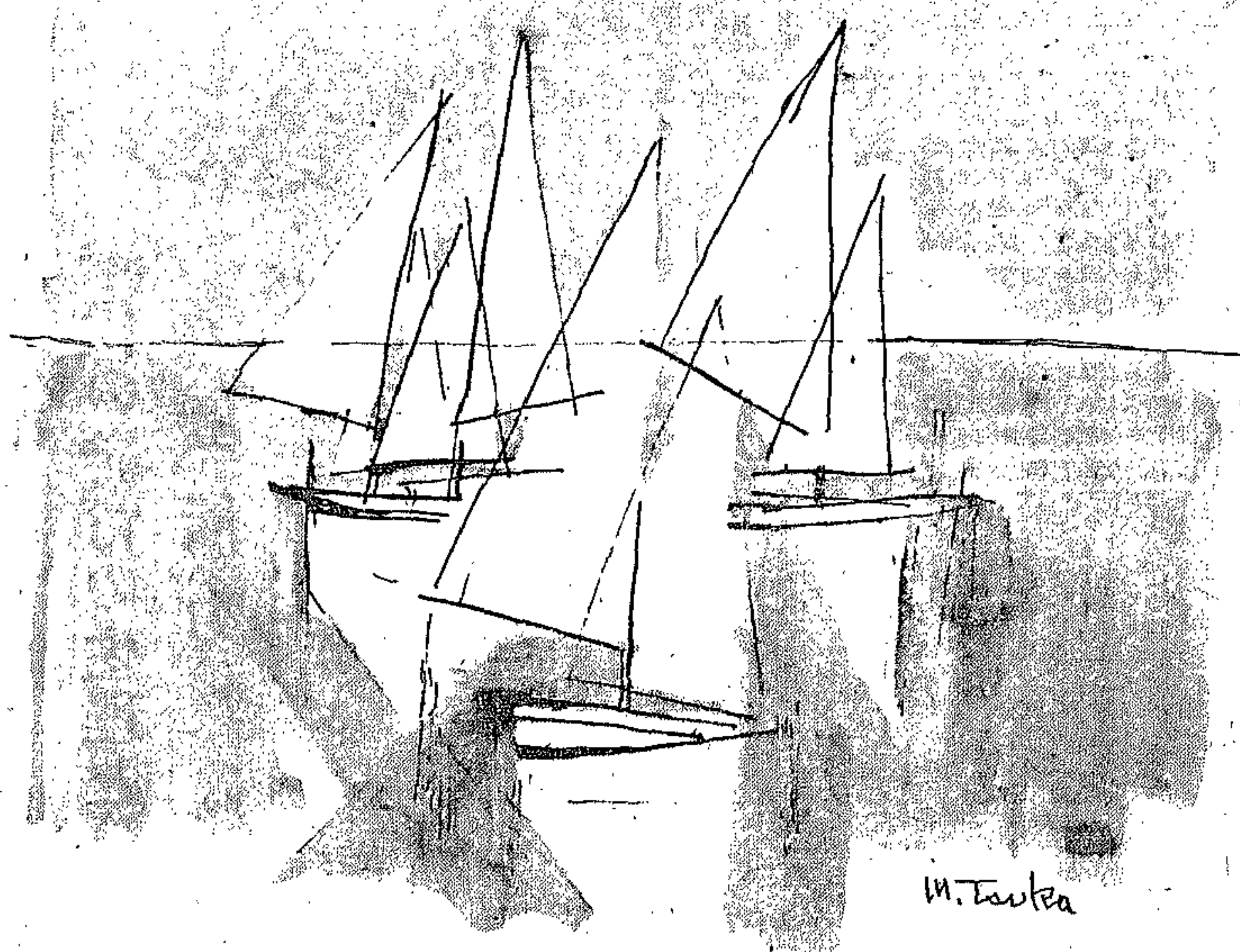


労働者家族の安全教育

労働省では毎年7月1日からの1週間を安全週間として、産業災害防止のための運動を展開している。この期間には、直接職場で労働に従事する人々だけでなく“家族ぐるみの安全教育”をモットーとして、家族に対する安全教育を徹底させるための諸活動を行なっている。

写真は去年の週間中における状況で、上は工場見学により家族が作業の安全について説明を受けているところ、また、右は労働組合と家族との安全問題についての懇談会の状況である。





婦人と年少者 十一巻七号 目次

十代の発育の生理と 労働能力 田多井 吉之介 2

労働者の生命を 大切にしよう 大羽 綾子 5

住込み女子労働者の安全は 守られているか 婦人労働課 7
ヘルポルターージュV

集団給食施設の設置について 中村 市次 9
「頭にきちやう」

婦人保護司の記録から 法務省保護局 10

養育期の主婦の労働について 増尾 栄子 12

「医療ヘルパー」と中高年齢婦 人の職業対策 前 田 薫 15

「カウンスセリング」技術十講⑥ 畔 上 久雄 17
 (資) (料) (室)

ベンゼン中毒と有機溶剤中毒予防規則 18
 婦人と年少者の労働災害

私たちの「健康」はこんなに多くのこ との組み合わせで保たれている 22
 年少労働者の福祉員制度とその活動状況

働く婦人と年少者の法律問題⑪ 25
 婦人界のうごき

婦人労働関係資料の紹介 30
 女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額 表紙 3

労働者家族の安全教育(写真) 表紙 2
 新刊短評

宮城婦人少年室協働員グループの活動から 29
 協働員のひろば(竹田菊枝・田中スミ) 表紙 3

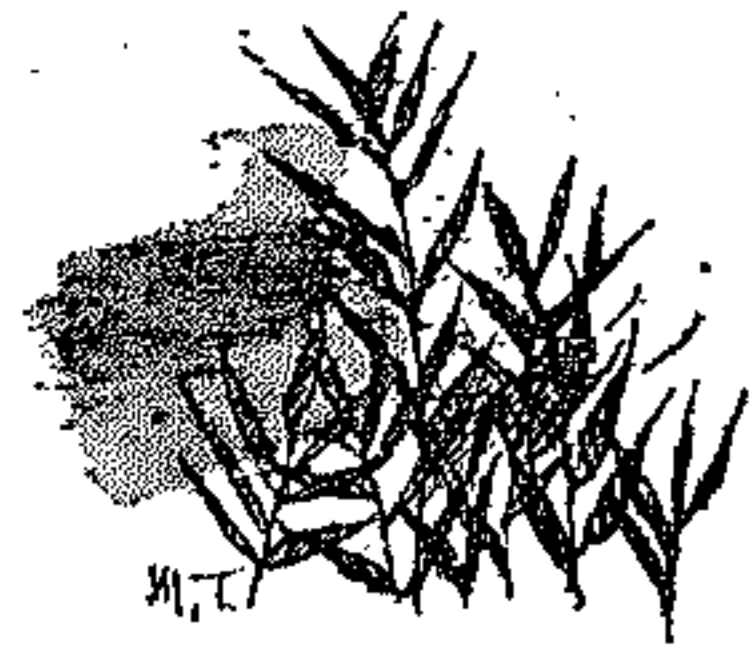
婦人少年局ニュース 表紙 3
 新妻イト氏の逝去を悼む

表紙扉 塚谷 政義 6

第1表 十歳代の身長と体重の変化

(国民栄養調査, 1961)

年齢	身長 (cm)		体重 (kg)	
	男	女	男	女
10歳	131.1	131.4	27.72	28.02
11	136.2	137.4	30.66	31.74
12	141.9	144.0	34.58	36.60
13	147.9	148.2	39.30	40.92
14	154.5	150.6	44.32	44.46
15	158.7	151.8	49.00	47.66
16	162.0	151.8	52.74	48.56
17	162.9	152.4	54.36	49.58
18	162.6	152.7	54.98	50.66
19	163.5	152.4	55.80	50.26
20	163.5	152.1	55.40	50.42



十代の発育の生理と 労働能力

田多井吉之介

すでにご承知のように、十歳前の発育と十歳以後の発育では、少年少女ともに、その発育様相がちがう。十歳前といえば、大ざっぱにみて、学童の時期であるが、この時期の発育は男女差がみとめられない。ところが、十歳をすぎると、明らかに体型的要素でも、機能的要素でも、男女間に発育の差異が認められはじめる。それを例示する意味で、ここに表をいくつか、掲げた。第一表には、体型的要素の代表として、身長と体重をしめした。これは毎年厚生

省でおこなっている国民栄養調査の昭和三十六年の結果であるが、少年少女ともに、満十歳では一三センチと差異がないのに、十一歳になると、いくぶん少女のほうが、身長が高くなります。そして、十二歳では二センチも少女のほうが高いという結果がでている。しかし、その後は少年の側が急速に身長が伸びだすため、十三歳では両者とも、約一四八センチと、再び差がなくなり、十四歳になると、男子が一五四・五、女子が一五〇・六センチと、両者の差が逆転して、少年の平均身長のほうが四センチも高くなる。そして、その差は十六歳で約一〇センチに達し、成人の初期には一一センチという大差になり、この大差が一生つづくわけである。同じような関係は、体重にもあらわれている。すなわち、十一歳でくらべると、少女は少年にくらべて一キロおおいが、十二歳では二キロも重いことになる。ところが、その後は、だんだんと差をちぢめ、十四歳では、男女とも

に、ほとんど同じ体重になる。そして、十五歳で少年は少女を追い越し、約一キロ半も重くなる。そして成人式を迎える時期には、その差が五キロと大きくなるわけである。

ところで、このような体重と身長にみられる十代の少年少女の発育の相違が、両性に現われる思春期の相違によって生ずることは、当然である。少年と少女で、その思春期のあらわれである発毛・声変り・月経などに、一、二年の差があり、少女の方が早目に思春期に達する。そして、その根源に性ホルモンがあることも、いま、ここで改めてのべるまでもなからう。

しかし、最近の研究によって、古い常識とはちがって、男女はいずれも、男性ホルモンと女性ホルモンという二つのホルモンの作用を受けていることがわかってきた。たとえば、成人男子では大ざっぱにいうと、男性ホルモン四に対して女性ホルモン一の割合いで分泌している。また同じく成熟した女性でも、女性ホルモンの三に対して男性ホルモン二と、かなりの男性ホルモンを分泌していることがわかってきた。いわば、両性ともに両性のホルモンをもっているが、ただ、両ホルモンのバランスに決定的な相違があるだけである。

もちろん、十代の思春期から青年期へかけての発育も、この例外ではない。しかも、この両性ホルモンのバランスも、成熟期よりも一段と平均化していることを思わせる示唆がある。この時期の少年少女は、いま第一表にしめしたとおり、身長も体重も、他の時期とは比べものに

ならないほど高度にますわけであるが、このさい、とくに男性ホルモンの果たす役割りについては注目しなければならない。

ちかごろ、男性ホルモンの一部の作用をとくに強調した人工のホルモンが、未熟児の治療に使われるという話を聞いた方があるかもしれない。専門的には、蛋白同化ホルモンと呼ばれるが、このホルモンを未熟児に注射することによって、おくれた發育をおしすすめて、月満ちて産まれた赤ん坊と同じ体重にすることができるといわれ、近ごろは、盛んに使われている。ところで、このホルモンを女兒に使うと、時に男化がひどくなつて、陰核が陰茎様に伸びてくるという症例も報告されている。これは、好ましくない副作用であるが、この作用からみても、男性ホルモんに、蛋白質を同化する作用があることは証明されているといえよう。そのほか、男性ホルモンは、女性ホルモンよりも骨の成長をおしすすめ、化骨させる力も強い。そんなわけで、男性ホルモンが少女よりもたくさんでる少年のほうが、たとえば思春期はおそく始まっても、最終的には、身長も体重も、女性よりも大きな値をもつようになる。

しかし、この両ホルモンの作用のちがいは、なにも、このような、体型の面ばかりに影響するわけではない。男性ホルモンの前記の蛋白同化作用は、少年の筋力の発達に端的にあらわれる。第二表は、いくぶん古いデータなので、第一表と同じに論じることができないが、十代の男女の握力の変化を明らかにしている。

第2表 日本人の十歳代の
右手の握力変化ただし±は
標準偏差

(石河, 1953)

年齢	男	女
10歳	15.0±2.5	12.2±2.4
11	17.6±4.0	13.9±2.9
12	21.0±3.9	19.0±2.9
13	24.2±4.4	20.0±3.6
14	28.0±6.1	22.8±3.8
15	31.6±5.5	22.9±3.2
16	34.3±5.2	22.6±4.2
17	37.4±4.1	24.5±3.6
18	36.7±5.0	24.3±2.8
19	37.8±5.7	23.2±3.7
20	38.7±5.7	23.7±3.5

この表から、筋力は、十歳ですでに少女よりも少年のほうが、大きな値をしめしていることがわかる。そして、十二歳でちょっと差幅が小さくなるが、十三歳からまた、その差が大きくなりはじめ、二十歳では一五キログラム、比率にして六三%も大きな値をしめすことがわかる。すなわち、男性の筋力を代表する握力は、成人では、女性の一倍半以上もあるが、この差は、十歳代に急激につくられるわけである。しかも、女性では、大ざっぱにいうと、ロー・ティーンの間には発達するだけで、ハイ・ティーンになってからは、ほとんど発達しない事実も、女性の労働能力を考える上で、わすれてはいけないことである。

ところで、労働能力は、なにも握力によって代表されるような筋力だけで判断できるものではない。なぜなら、走るにしても、脚力がいくらか強くても、呼吸が苦しくなったり、心臓がドキドキしてくれば、走りつづけることができない。したがって、肺や心臓の力も、からだの働きを定める上で、非常に大事である。

第3表 発育期男女の
呼吸機能

(早川, 1961)

年齢	肺活量 (l/m)		最大換気量 (l/m ²)	
	男	女	男	女
10歳	1.54	1.35	42.7	32.0
11	1.65	1.46	48.4	36.5
12	1.80	1.67	54.2	39.6
13	1.99	1.75	57.4	39.9
14	2.13	1.84	61.2	42.1
15	2.42	1.87	66.3	43.5
16	2.52	1.94	74.6	44.3
17	2.63	1.97	77.6	55.8

この肺の働きを判断するためには、一番広く、肺活量が測定される。そこで、第三表に、男女別に、肺活量の発達の経過を掲げてみた。この表は、みる上で、ちょっと注意がいる。それは測ったままの肺活量を、そのまま数字にだして掲げたのではなく、測った肺活量を、その個人個人の身長で割ってあることである。むずかしい議論はやめるが、こうすれば、個人のからの大きさには無関係で、ほんとの肺の發育状態を判断できるのである。このような計算をしてから表にした肺活量をみても、十歳代のはじめから、すでに肺活量は、少年のほうが、少女よりもいくぶん優れていることがわかる。しかもその差は、ハイ・ティーンになると、俄然、大きくなってくる。そして、その理由は、少年の肺活量はなおも増し続けるのに対して、少女のそれは十五歳以後、大してふえていかないからである。

これと同じような関係は、やはり一つの肺の働きをしめす、最大換気量にも、はっきり現われている。最大換気量とは、最大の努力を払っ

て、激しく呼吸した場合の呼吸気量を、レスピロメーターと呼ぶ特別の呼吸気量計を用いて測った値である。出来るだけ激しく……したがって、ちょうど二〇〇メートルを迅速した後に、ハアハアと息せき切っていると同一状態で、呼吸気量を計る方法である。ただ、走った場合とちがうのは、意識的にすることだけである。

第三表の右に掲げた最大換気量をみると、肺活量と同じように、男子ではロー・ティーンから、ハイ・ティーンにかけて、ずっと大きくなっているが、女子では、ロー・ティーンの後期が最大の発達をしめし、その後の発達は、さほど大きくはないことがわかる。なお、この量も、肺活量の比較と同じ配慮から、体表面積当たり換算して、体型の因子が影響すること、できるだけさせている。

ところで、この最大換気量は、ただ呼吸の力をしめすだけでなく、心臓の力の影響をも受けることが、いくつかの研究から示唆されている。なぜなら、心臓に、さまざまな原因から故障のある人は、この最大換気量が、例外なく減っているから……そして、最高血圧を測ってみても、ロー・ティーンでは、少年少女ともに平均して一〇二ミリ、最低血圧は五五ミリという低値をしめしている。そして、ハイ・ティーンになって、はじめて男子で一二〇ミリ、女子で一五ミリという人並みの値になってくるということが認められている。

血圧は、高すぎてもこまるが、実は、低すぎても疲れやすく、作業能力が低下することは明

らかである。大人でも、とくに女性には一〇〇ミリ以下の低血圧症に悩む人がよくあって、こんな女性には、メマイ・耳鳴り・ドウキ・息切れなどに悩まされ、仕事をしても、すぐ疲れてしまうことが知られている。

さて、このように、体型を始め、筋力・呼吸力・心臓の力などを、十歳代の初めから終りまで、詳しく比較してみると、十歳代の労働力について、自然に一つの結論がでてくる。

すなわち、ロー・ティーンの時期は、思春期にあたり、精神ばかりでなく、体力が、人生の中で、一番急激に変化し、発達していく年代である。そのため、労働に対して体力を消耗する余裕がない。事実、昔おこなわれた少年労働者の体力調査をみると、日本ばかりでなく西洋でも、職業についていない学生にくらべて、発育が劣ることが証明されている。これは、発育に必要なエネルギーやカロリーが、労働のために、発育以外の仕事にやむなく消費されてしまうことを物語っている。であるから、この時期の労働は避けるべきだというのが、先進諸国の共通した見解である。

では、同じことは、ハイ・ティーンにも当てはまるであろうか。理論上は、たしかに、そのままではまると思う。人間の成熟の時期は、二十歳代になるから……しかし、表をみるとわかるとおり、ハイ・ティーンの後半はだいぶ成熟に近づいていることはたしかである。とくに、女性の場合には、機能的にみても、大たい十八歳で成熟するとみることが出来る。したが

って、労働基準法などで、一応、十七歳と十八歳の間に、線を引き、それ以下を少年労働とみなしているのは、生理学的にいても、正しい見方といえよう。

しかし、はじめにも、ちょっと触れたとおり、本当の意味の作業能力は、たんなる体の大きさや腕力、心臓の力で決まるものではない。とくに、最近のように、腕力よりも、むしろ精神力が大事な要素となる作業がふえてくると、十代の心理と、その発達も大いに考慮する必要があるのではないだろうか。この時代の心は、たしかに適応力は、中年や老年の人よりもずっと優れている。しかし、これらの若人たちも、けっきょくは長生きして、年寄ってから死んでいく人口になるのだと考えたとき、ただ目の先の便利だけで、職業を選んでいいとは思われないのである。この意味で、生理的な要素と心理的な要素をバランスよく混ぜた職業指導というものが、なによりも重要だとおもうのである。

このような職業指導がおこなわれることによって、私たちが成人期で問題にする多くの精神身体医学的な障害、たとえば、ノイローゼや胃潰瘍、心臓病などの、人々の生産能力をひどく減退させる障害をへらすことができるであろう。そして、この意味で、十代の生理的・心理的機能の研究は、もっともっと推進されなければならない。そして、現代の「人づくり」の目標に、こんな洞察が加わっても、よいのではないだろうか。



労働者の生命を

大切にしよう

大羽綾子

「女ばかりだから非常階段をつけてもらわなければ危い。」と何回も当局者に文句を言っ

ようやくかぎのついた太い縄（縄ばしごと）まではいかない）を一本、窓に取りつけてもらった矢先、私たちの課の部屋は真下からの発火で、ひるま丸焼けになってしまった。旧庁舎での七、八年前の出来ごとである。大正十二年の大震災のあとに建てたという木造モルタルの婦人少年局の庁舎は、玄関から真直ぐに幅の広い立派な階段で二階に通じていた。ところが、多

分、三百坪以上もあったその建物全体に、階段はこれ一つだった。幸い、ひるま丸だったから死者はなかったが、モルタル造りは火のまわりが早く、二階の部屋の壁から火を吹き出して、発火に気がついたときは、階下の天井と二階の床下にはすっかり火がまわっていた。

とるものもとあえず命からがら逃げ出したので、局外者から批判もずいぶんあったようだが、今でも私は、あれで当時の課長（今の局長）

の処置はあやまっていなかったと信じている。

黒こげになった書類を整理しながら「ひとりもけが人が出なくてよかった。」と慰め合ったものである。直接、被害をうけなかった他の課員などは、いったん外へのがれてから、また、引かえて例の縄ばしごとを伝って脱出したなど余ゆうある武勇伝を吹聴したが、背中や足元から火が吹き出した二階の恐しさは当事者でなければわかるものではない。

それ以来、神田あたりの小さい喫茶店などの二階に案内されるとき、火事になったらどうやってのがれようかと、異常なほど神経質に非常階段をさがすようになった。補助金で建ててもらう産地の婦人労働者のための福祉施設の設計図にも、ひつこく非常階段を要求するのも、そのためだ。「建築法にはひっかかりません。」というのが、県当局者のきまり文句だが、そのたびに腹だたしくなる。まだ起こらない危険には、人は鈍感なのだ。

「住込み女店員〇名焼死」この冬も、こんな記事が何回か新聞に出た。また、最近では、神奈川県の大爆発で女子工員四人が死亡した。夏になると必ず、一件や二件花火工場で工員が死んだり、けがしたりする。統計にすれば危険有害業務に法律上制限のある婦人の労働災害件数は、年間五十万近くある男子の災害にくらべると、十分の一にも及ばず、一九六一年間に八日以上の負傷と死亡は三三、一一五件となるが、要するにこれは、数字に過ぎないので、死ということは労働者一人一人にとって、かけがえのない命を失うことを意味する。あたり前のことと言ってしまえばそれまでだが、この物言わぬ数字をながめていると、私どもの仕事の怠慢をなじるが如く、うらめし気な字づらに見えてくる。統計数字や報告書を通して事件を見、法律の規定でものを考えることにならされた中央官庁の役人や政治家たちの、頭でっかちでハートのない仕事の汚点が一つ一つの数字のなかに刻みこまれているような気がしてくる。

実際、労働者は生きていても物を言わない。その遺族もわずかに十数万円の労災補償金に対して大きな声で抗議することもほとんどない。

特に婦人労働者は辛抱強い。先年、問題になったベンゾール中毒の内職婦人たちは頭痛に苦しみながら出血で動けなくなるまで、だまってい我慢して働いていた。長野県のレンズ工場では、我々洗滌のために使用した薬品の中毒で死亡した婦人も全身発疹し、解剖の結果は脳の浮腫が

あり、肝臓のはたらきまで破壊されていた。それで、倒れてこん状態となる日まで出勤していた。なるほど交通事故で死ぬ人もあれば、街を歩いていても、上から何か落ちてきてけがすることもある。しかし多くの労働災害はこれとは意味がちがう。これらの災害に共通して言えることは、生産のために労働者の生命を犠牲にしないように保護する責任のある使用者に、人の命を大切にするという人間らしい気持がないということである。住込み労働者の住居について

では、事業場附属寄宿舎とちがって、じかに寄宿舎の安全についての労働基準の適用がない。だからと言って、本誌にのせた婦人労働課の人たちのレポートのように、あやしげな誠意のない火災防止措置でよいということには、なるまい。法律をそんなにきびしく適用されたら中小企業はつぶれてしまうと言われる。だから基準法は適当にゆるめてもよいという考え方が、労働者の生命を左右するような規定までも無視させることになっている。二度、三度と爆

発事故を起こしてもまだ花火工場を平気でやっている業者も少なくはない。労働者の生命のことなどは考えるいとまのない程、商売に忙しい企業者自身ひどく割のわるい立場にいることはわかる。だからといって大量殺人の危険をそのままにしておくことは許されてよいことではない。みんなが何とかして人命を大切にしようという気さえもでは、商売のために人を殺すようなことだけは少なくなるにちがいない。

(労働省婦人労働課長)

新妻イト氏の逝去を悼む

新妻イト氏は労働省婦人少年局に初代婦人課長として勤務されましたが、七月十五日午後二時二分、舌ガンのため、世田谷関東中央病院で永眠されました。ここにつつしんで哀悼の意を表します。

新妻イト氏略歴

明治二十三年八月五日横浜に生まれました。

明治四十二年、横浜紅蘭女学校卒業後、横浜商業英語学校において語学を学び、のちサンフランシスコビジネスカレッジにおいて職業知識を修めた。大正十二年、相互タイピスト女塾を創立、婦人の職業能力を涵養することに努めた。

昭和十一年、家庭新聞社を創立して

十八年まで社主および主筆として、家庭婦人の啓蒙に努めた。

終戦後、第一回総選挙に立候補し、衆議院議員に当選。

昭和二十二年労働省婦人少年局婦人課長に就任、初代の課長として、広い視野と豊富な経験に基いて職務に献身し、基本的な婦人問題の調査を行ない、今日の婦人行政の基礎を築いた。

とくに、婦人の地位向上をはかるため二十四年に「婦人週間」を創設し、今日まで婦人の地位向上のための全国的啓発活動として発展をみている。

昭和二十五年三月退官。その後は家の光協会等の講師として、農村婦人の向上のためにつくした。

昭和三十八年七月十五日死去、七十二歳。

新刊短評

ハイクラス

女性の職業

—あなたの就職のためのアドバイス—

現在女性の職業人としてハイクラスに属して活躍している二十八人が、自分の職業について、自分の経験を中心として、具体的に紹介している「ハイクラスの職業はどのようなすがたをしているか」という項の部分が、この本の軸足をなしていると言えよう。

その前書きに当たる部分として、四つの項目(・婦人と職業、・職業を選ぶめやす、・共働きは可能か、・職業設計のために)があるが、これまた職業人としてベテランの四氏(大羽綾子、西清子、山生敏子、影山裕子)が分担執筆している。そして最後に「あなたはハイクラス職業人になれるか」というチェックリスト用の質問が二十問添えられている。

編者は日本有職婦人クラブ(ハイクラスの

職業婦人のグループ)で、すべて「ハイクラス」というわけである。

以上がこの本のアウトラインであるが、ハイクラスの職業とは何か、ということになる疑問もある。ともあれ、短いスペースに、それぞれの職業の特徴をよくつかんで書かれている点、そこで苦労した人でこそのものであり、これから就職しようとする女性の心構えをつくるのに、よい手引きになるだろう。

最後のチェックリストは、余りにも対象的な二つの分野に質問が分かれていて、抵抗を感じる向きもありはしないか。とくに採点結果についてのアドバイスは、いかに職業の道がきびしいとはいえ、少し割り切りすぎているように思える。それに何となく出世主義的な匂いがしないでもない。これからはむしろ女性がかつと広い分野に、肩を張らずに働けるようになることが望ましいのではなからうか。もちろん、ハイクラスの女性職業人もますますたくさん出ていただきたいが。(A)

(実業之日本社発行 定価三三〇円)

住込み女子労働者の安全は

守られているか —ルポルタージュ—

婦人少年局婦人労働課

住込みで働いている女子や年少者が火災などの犠牲になって死傷するといういたましいニュースをよく耳にしますが、婦人労働課では、主として安全性という立場から、女子の住込んでいる職場の居住状態を視察しましたので、その中から二、三、見て来たままをお伝えすることにしました。

パチンコ店 A・B

××××××××××

去る三月末水戸市のパチンコ店に住み込む女子の居住状態を主として安全性という点から視察してきた。訪問した二店はいずれも水戸市の繁華街にあり、店員も二〇名前後住込んでいる大きな店で、両店とも二階に宿泊できるようにしていた。

A店の方は女店員数二〇名で、同じ経営者の別のパチンコ店の二階が宿泊施設となっていた。木造、二階建の建物は裏口にある勾配の急なせまい階段一つが出

入口で、手すりはなく、けあげも高く、急いで昇り降りすることに危険を感じるようなものだった。二階は一人通れるだけの廊下が真中に通じ、それに食堂と店員の居室の入口が並んでいる。しかし、廊下にはいろいろな荷物が積みかさねてあって歩きにくく、常時電燈をつけなければ見えないような暗さで、非常の場合の危うさが感じられた。食堂にはガス水道・火鉢などがあり、夜の食事後、炊事夫が後仕末をして錠をかけるということとであり、火の用心はしているように見うけられたが、火事の場合の水を出すことはできないのではないかと思われた。

店員の居室は、二畳弱に一人くらの割で、畳敷き、窓が各々通りに向いてあいているので通風はかなりいいようであるが、大きな部屋を区切って使っているので奥まった部屋の表は隣りの部屋を通じて出入りするようになっており、戸棚や押入れが十分ないので、ふとん類は隅に積み重ねてあるのが見受けられた。

消火器の設備はなく、非常用なわばしとは物置にしまっていて、探し出さなければわからない。避難訓練は女店員が厭がるので行なったことはない、火元責任者には同居していない管理者がなっていて、各部屋の責任者は火災訓練をうけていないということとで、まことに心細い限りだった。

B店の方は同じく木造二階建で、この方は女店員一五名くらい、同店の二階が宿泊施設になっています。最近火災にあったという事で火事に対する設備はA店より完備しているようだった。階段のおどり場につづいた広い板の間がホールのような役目をしていて、これに面して畳じきの居室が並んであり、一人当たりの広さも約二畳くらい、火元責任者のいる事務所が並んである。各部屋には隣家に面して窓が並んでいるが、三〇センチくらいしか空気がなく、火事の場合は階段か、物干場から裏の隣家にぬけるしかない。問題は階段で、これも一つだけ、勾配は急で、せまく、しかも途中で、くの字形に向きをかえていて、手すりがなく、一段ずつしか上がり下り出来ないようなものだった。非常用のベルはなく、消化器は壁にとりつけてあり、なわばしとは各窓のすりに常時とりつけてあるといったことで、火事などの場合は階段から出ることが、この店ではもっとも危険と感じられるような造りだった。

おかしいのは非常口で、通常はかぎをかけてあるが、外のおどり場や階段がなく、扉をあければ外は何にもない。外からはしごをかけて降りるという説明でしたが、非常の際にあけるとかえって危険だと思われるようなもので、非常口の用をなさなないものと思われた。

この店の方は火元責任者が居るようになっていて、前の店よりは火事に対する注意がいきとどいてるように見受けられた。

冬期の暖房についてはこの店は共同の電気ごたつで、寝るときに片づけるようになっており、A店では全然暖房設備はそなえていない。

(北川)

宇都宮市旅館T荘

××××××××××

三月某日、栃木県宇都宮市を訪れた。

前日までは、毎日冷たい雨が降っていたが、その日は雨もやみ、暖かい春の日ざしの中に那須岳がかすんで見えた。宇都宮市は、江戸時代は、戸田七万石の城下町であり、將軍・諸大名の日光参詣の途中にあって、また、陸羽街道と日光街道との分岐点であったため交通の要地として繁栄し、現在では、人口二十五万の北関東第一の都市であるということである。我々は、市内の中心部にある旅館T荘を訪問した。T荘からは二荒山神社・栃木県庁・宇都宮市役所も近く、立地条件は非常に良いように思われた。

旅館の主人K氏の説明によれば、この旅館には客室が総数で二十余室あり、収容人員は八十名とか。従業員は、男女合わせて二十数名、女子従業員は二十一名、このうち住込みの者が十四名でこれらの三割は年少者である。賃金は、月最低八千円を確保しており、その他別途の

収入としてチップがあるということなので、この種の業種としては、まあまあと云うところであろう。しかし、この旅館にも、最近の労働力不足の影響が現われており、近頃は、よほど条件を良くしないと従業員を確保することはむずかしくなってきたことである。そこで、近くの家庭の主婦等をパートタイムで雇って、雑役とか配膳とかに従事してもらっていることであつた。

ところで、我々は、女子従業員の住込み施設の状態について、その施設が火災等の非常の場合に安全なものであるかどうかを見せてもらったのであるが、この旅館には住込み施設が二つあり、二つとも階下で客の目につかない場所にあつて浴場や調理室からは離れていた。

施設の一方は、六畳と四畳半の畳敷きの部屋で、その六畳の部屋のわきに二段ベッドが設えつけてあつて、六畳と四畳半にそれぞれ二人ずつ、ベッドに四人計八人が就寝するようになっていた。上段のベッドには換気用の窓があり、夏には網戸がはめ込まれるということであり、六畳間の奥には、火災等の非常時に避難できる外開きのドアがあつた。また、天井はかなり高く、回転窓もあり、夏は快適に過ごせるのではないかと思われた。ただ冬の採暖については火災の発生を防ぐために、湯タンポとか豆炭アンカくらしいか認めておらず、また、電気の使用も禁止されているため、ズボン貸与と

はいえ、冬期はかなり冷えるのではないかと感じた。他方の住込み施設は、四畳半の部屋の二間続きで奥の四畳半には二段ベッドが二つあり、四人就寝し、手前の四畳半に二人就寝するようになっていた。窓は三か所にあつたが、一つには外

観を良くするため外側に格子が打つてあり、他の二つの一方は、窓を開けるとすぐ目の前に大谷石の塀があり、他方は、人の体がやっと出入りできる程の大きさでしかなかった。もし火災でも発生した場合、部屋の出入口から火がまわつたらどうするのだろうか。つい一月程前、東京中野区でビニール加工工場で火災が発生し、工場の二階で寝ていた女子労働者が五名焼死したといういたましい事故を思い出して、眠っているとき火災に見舞われたら、男子より女子の方が焼け死ぬことが多いのではないか、この旅館で火災が発生したら、従業員は全員無事逃げ出すことができるだろうかとか心配になった。気をつけて見ると、ここには火災の場合の警報設備もないし、消火器も数個しかなく、避難訓練も行き届いていないようだった。

賃金とか労働時間とか母性保護規定の実施状況とかについても決してなおざりにして良いものではないが、従業員の生命を守るこの方が第一であり、我々はまずこの面から実情を調査しなければならぬのではなからうか、などと思つたりした。そして、どうか火災などを起こ

さないように念じながら、その旅館を出た。

(高梨)

××××××××

古都の旅館「M」

××××××××

古いノレンをもつ旅館「M」は当主の若い感覚から旅館一本やりを割烹・食堂と三業種経営に切り替えており、現在、従業員は五〇名を越すほどになっている。そのうち女子住込み労働者は一九名(ウエイтрレス七名、仲居二名)を占めている。

昔からの伝統ある建物は勿論木造建築で、これ又昔からあると思われる道幅の狭い商店街に面しており、間口を広げることが出来ないため奥行き深く建て増しされている。その新しい木造モルタル二階建及び鉄筋コンクリート三階建の三階のへやだけが旅館・割烹用座敷として使用されており、商店街に面した古い建物(もと旅館として使用していた)の階下は改良の上食堂として使用されている。その建物の二階は現在営業用には全く使用されず、そのままの姿で女子労働者の宿泊施設として利用されている。なお、男子労働者の宿泊は別棟として新築されている前記鉄筋コンクリート建の三階にある。

女子宿泊施設になっている古い木造建物の二階には、使用しない相当数の部屋があるところから、一部屋当たりの人数も少なく、私物を整理するタンス等も古い

ものを自由に使わせるなどして、部屋の中はきちんと整とんされ、ゆったりとした感じをうけ、懸念された雑然とした狭苦しい部屋での、タコ足的な電燈の利用の姿など見当らず、まずほっとさせられた。但し暖房については、炭火しか許されない実情であつた。使用者の話だと火災が心配なので——ということであつたが、ゆつたりした部屋での小人数、平均三五歳という仲居さん達の場合など寒さが気になる。

古い建物のせいであろうか、建て込んでいるせいであろうか、廊下は何となくうす暗い感じ、そのうす暗い中にある階段はこれまた急な傾斜で作られており、しかも片方にだけ丸い木の手すりがついている程度のもの(私ははじめてのせいか気を落ちつけないと、そして手すりを握らないと、しかも一段々々とゆっくりでないと降りることが困難であつた。スベリ台の役目は十分に果たすのではないかという感じがした。よく拭き込まれ、ツルツルしているのだ)。

また二階にある廊下は行き止まりになっているところもあるというふうであつた。(この廊下は右へ曲っているのですか? 行き止まりなのです。なるほど、その窓からは土が見えるではありませんか。もったいないこと、ここが非常口ならよろしいのに……) このような姿であれば、火災発生ともなれば、窓から隣家の屋根へとび降りて

集団給食施設の設置について

中 村 市 次
(愛知県年少労働者福祉員)

逃げ出すよりほかにと思われ、このままでは、ただ火災の発生しないことを祈る以外にない状態ではない。とすると、火元の位置、部屋の位置によっては、逃げ出す可能性すらすべての女子労働者に与えられていない

ように思われ、このままでは、ただ火災の発生しないことを祈る以外にない状態であった。使用者としても案じていないわけではないことは言の端に十分に察せられた

が、避難訓練が行なわれたことはなく、逃げ出す適当なところもなし、又その設備もなし、その上、古い木造で、とりまぐものは換障子という状態では、願わざる緊急な最悪の場合のことをも考慮し

(安山)

名古屋の長者町織物協同組合は、東京の横山町、大阪の井池に加えて我が国の三大織物問屋街である。

当組合が、従業員の食生活の改善と、食費の節減を図ることを目的として始めた集団給食もすでに足かけ九年となった。その間利用者が増加したため、一組合の事業として運営

することが困難となったので、昭和三十三年二月、現在の給食施設「長者町福利協同組合」として分離、新発足したものである。

敷地は三六〇平方メートル(一二〇坪)、町の中心地なので広い場所が取れないのが欠点である。

施設は、木造二階建六三四平方メートル(一九二坪)で、一階は事務室・従業員控室・給食施設・宿直室等、二階は会

議室になっていて、教養(お茶・お花)的なことに使ったり、展示会などにも使えるようになっていて、機械装置は、平釜炊飯炉五基、平釜調理炉三基、予備炉三基(いずれも軽油バーナー)、ガス炊飯機二、合成調理機一、球根皮剥機一、洗米機一、消毒用湯沸炉一、冷蔵庫一、移動食器棚三、三輪手押車四、運搬車三、リヤカー付自転車一、太陽温水器一等であるが、これらの装置に要した費用は約六〇〇万円である。

現在、給食店舗は一〇社、給食数一日三、一三〇食、その内訳は次のとおりである。

朝食 七六〇食 単価三〇円
昼食 一三五〇食 〃 四五円
夕食 一〇〇〇食 〃 四五円

朝食が少くないのは、通勤者が多いためである。このほか、わりこ弁当(特別食)として六〇円、一〇〇円、一五〇円等、一日平均三〇〇食を給食している。

次に運営上の問題について述べる。

正副理事長のもとに仕入れ・製造・販売・監査の四部を設け、十二人の理事がこれを担当している。仕入れ部は、原料その他の仕入れにあたる。製造部は調理人の指導監査、販売部は価格の適正化、給食条件の向上等について、また監査部は衛生設備と人事・厚生に二つに分けて監査を行なう。私は福利協同組合の副会長として、仕入れと衛生設備の監査を受け持っている。

献立の参考にするため、隔月二十社から給食をうけている店員各一名の参集を求めて、給食懇談会をもっている。また、嗜好品調査のアンケートも時々実施している。

集団給食に対する反響についてその主なものをあげてみよう。

先にも述べたように、給食を受けている会社は、求人難で悩んでいる繊維関係中小企業者であるが、給食をはじめてから、各社では炊事女中の求人難に悩むことがなくなった。給食は、各社の軒先まで運搬されるので、手数料がかからない。近所、隣りの同業者がみんな同じ食事のため、他店と比較されることもなく、従業員から、食事の不平不満の声を聞かれ

て、住込み女子労働者のために、もっともっと安全面での手を打ち、満足を期してほしいものと希望せざるを得ない。

なくなくなった。栄養士による献立のため、栄養価は間違いなく高いという心理的な支えもあって、偏食がなくなったこと等、非常に好評を博している。また、各会社毎で炊事するよりも給食をうける方が食費が安くつくということが好評に拍車をかけているともいえる。

また、会議室は、各種の講演会や、組合員商社の商品展示会その他レクリエーション等に利用し、教養室はお茶・お花・料理の講習に利用されている。

なお、当施設は、設置の主旨にのっとり、あくまでも給食者社員各位の福祉を第一とした運営でなければならぬと考えている。特に、年少労働者は、食生活を楽しむの一つとしてしているのであるから、余り経費にばかりこだわらずに、カロリーのあまるものをたくさん給食し、年少者の体育向上に貢献するよう心がけるようにしている。

以上、私のところで実施している集団給食の概略について述べたが、細かいデータは必要とされる向きには、お申したいだけ、説明書をお送りしたいと考えている。

(愛知県名古屋長者町織物協同組合)

“頭へきちやう”

—ある婦人保護司の記録から—

法務省保護局

「低脳だ」と学校では笑いのものにされ、家では叱られどおしだった。ほんとに頭にくることばかりだった。……だけど今は違うんだ。……

***人は非行少年という**

たしかに非行はしたが

S少年は、造船所に勤務する工員の家に六人同胞の第三子、長男として出生。知能は痴愚に近く、このため学校になじめず、小学校の頃から学校を怠け、厳しくしつけようとする父親の眼をぬすんでは家財を持出した。り、父親の叱責をおそれて家に帰らず、野宿して警察に保護されたりした。父親は戦後失職し、以後、親子八人家族の生活を維持するため他所へ出稼し、石工や土工として働いたが、少年も中卒後この父に従って土工として各地を転々とした。少年はこうした飯場生活を送るうち、飲酒を覚え、稼いだ金は殆んど父に渡さず飲酒遊興に浪費し、借金まで作るようになった。そしてその請求が父にまで回されてくる有様で、これに腹を立てた父は少年を出稼先においたまま、自

分の好きなようにしろ」といって単身帰郷してしまつた。以後少年は各地の飯場を転々とした末、ある金属工場に就職したが、二か月後に勤め先の寮でK(26歳)と共に同僚の晩時計二個を窃取したため、家庭裁判所の決定で保護観察所の保護観察に付された。そして二週間ぶりに鑑別所から出てきた。Sは十七歳である。幸い、〇市内で食堂を経営するAさん(39歳)が少年の前歴・知能等を承知の上で進んで雇い入れ、その更生の手助けをしてくれることになった。

少年は精薄である上に、些細なことにひどく興奮するといった人格の持主だった。両親の不和(一時離婚したことがある)、貧困、母親も精薄といった家庭環境の中で育ち適当な指導者もなかったことから、精薄故の劣等感とその代償行動としての攻撃的な防衛機制が一層助長され、こうした人格を形造ってしまったようである。このため、このケースの主任官となった保護観察所のB保護観察官は、婦人のY保護司(注一)に少年の保護観察を担当してもらうことにした。同保護司の温かい人格、婦人らしい愛情のこもった態度が、失敗ばかりして笑われ、叱られ、このため、いつもかたくなな気持ちを持ち続けてきたS少年の心をやわらげ、精薄なりに社会に適応してゆく力を少年が自からの中に発見するのにあずかって力があると考えたからである。また少年は、親もとを遠く離れて働いており、

話し合えるよい友達を持っていないので、BBS(注二)による輔導もあわせて行なうことが相当だと考え、Y保護司と相談の結果T君(25歳)にS少年との友達活動を依頼した。

(注一)「保護司」更生保護の第一線にあって活躍している民間の篤志家で、保護観察官とのチームワークによって保護観察に当たると共に、地域社会の犯罪予防活動の推進役ともなっている。全国に約五万人。

(注二)「BBS(Big Brothers and Sisters)運動」青年男女による奉仕運動で、非行少年や非行のおそれのある少年のよい兄・姉・友だちとなって、少年の更生を助ける活動をする。

犯罪や非行をした人々を実社会の中で生活させながら更正させようとする更生保護の仕事は、こうした保護司・雇主・BBS会員等々、少年をめぐる地域社会の人々の人間愛と社会連帯感に立脚した理解と協力があつてはじめてなりたつといえる。S少年に対する保護観察もこうした関係者のチームワークによって進められていった。

「……そう。鑑別所に入れられたのは、一月の中頃だった。入れられたときは少年院行きかと心配したけど、この旦那(雇主)がわざわざ鑑別所や裁判所まできてくれて引取ってくれた。ほんとに感謝してる。出迎えてくれた旦那に連れられて、保護観察所っていう役所へ行った。主任官のBさんっていう人が、これから守ってゆくことなんかについて話してくれた。そして「元気で働きなさい」とって

はげましてくれた。旦那や保護司さんたちみんな「僕の後押しをしてくれる」というんだ。帰りに保護司さんの家へ、やっぱり旦那と一緒にいった。」

***Y保護司の日記から**

◇38・1・28 夜九時すぎ、主人(雇主)と少年来訪。初対面でもあり、主人も同席しているの、大分固くなっていたが、食堂の仕事等いろいろ話し合う間に少しずつ落付いてきた様子。容ぼうはいかつく、表情も暗いが、引取ってくれた主人に対して大変感謝して、今迄の僕の行爲はよくなかったが、今後は真面目になりますと誓った。自分が悪かったと、くどくど何回もくり返している彼に根は単純で正直な人柄を見る。主人とも、待遇や生活指導について相談し、必要な助言をする。またBBSのTさんを紹介する。まだ三九歳の主人は、本人より喜び、Tさんの協力を大いに期待したいという。

◇2・1 〇〇食堂往訪。主人不在。奥さんに会ってSのことについてお礼と今後の協力を依頼。Sの元気に働いている様子を見る。人の出入りもあるのでSに来訪方を約して辞去。

◇2・3 保護司会総会の際主任官に経過を報告。

「旦那から「仕事がそまつであらうばい」とってこっぴどく叱られた。頭へきた。飛び出しちゃうかと思っただけど、夜九時頃風呂の帰りに保護司さんのところへ

行ってみんな話してやった。……「僕だって一生懸命やったんだ」って。」

◇2・5 少年来訪。……口はおもいが、興奮してくどくど話すのを聞いてやるうちに次第に落付いてきた。……頃合いを見て、主人の気持ちも伝え、むやみに頭へこないいろいろな例を引いて話し合う。

「みんな話しちゃったら頭がスッ」として。帰りに保護司さんに「僕の母さんは九州にいて遠いので、ここでの母さんになつてくれ」って頼んだんだ、ちょっときまりが悪かったけど……、そしたら、「親孝行してちょうだいよ」と笑いながら元氣付けてくれた。」

◇2・6 昨晩は、母さんができたといつて、高下駄を音たかくひびかせ嬉しそうに帰っていったSだった、が、昨晩と同じ頃やってきて相変らず「頭へ来た」という。

「僕の共犯だったKのやつ、まだ拘留所に入っているんだけど、旦那に何度も手紙をよこして、何とか早く出してもらって旦那のところへ勤かしてくれっていうんだ。アイツ大嫌いなんだ。旦那はあんな虫の好かないやつに保釈金まで出して引取ってやるらしいんだ。」

◇2・17 先日来主任官・主人そして奥さんと兩三度会ってKの引取りの件について打合わせる。Sはかなり動揺している。主人は頼まれたことでもあり、店で使ってもよいと思っ

ている。Sが納得のいくよう根氣よく話し合うことにする。

「Tさん(BBS)から店に電話があった。明日、商売のことで〇県まで車で行くので、よかったら一緒にこないかっていうんだ。有名な〇神社にもお参りしてこようっていうんだ。僕は大喜びだ。Tさんが旦那と保護司さんの許しをもらってくれた。」

◇2・18 夜T君から電話あり、無事帰宅したこと。Sは大喜びで厄除の御祈禱までしてもらって、T君とはすっかり仲よしになったという。T君の厚意に深く感謝した。

「朝、保護司さんのところへ行った。きのう旦那に手紙を書いてもらって、給金の中から三千円家へ送ってもらったことを話したかったんだ。保護司さん、すぐくほめてくれた。そして、「この次は手紙も自分で書いて見なさい、きつと書けるから」っていった。(2・25)」

◇3・3 夜S来訪。Kが二、三日前に釈放され、一緒に働いているが、Kはいやな仕事は皆Sにおしつけるので、頭にくたという。先般主人が約束した話をくり返し当分辛抱して仲よく働くよう話して帰す。主人もSの気持ちを落付かせるためいろいろと気をつかっている。Kにも会ってSのことをそれとなく頼む。

◇3・10 出前先でいやなことをいわれて、頭へ来たので喧嘩をしたとい

う。嫌いな人にでも怒ったり喧嘩したりすれば怒った人の負けだということいろいろ例を話して理解させる。幸いKが暫らく九州へ帰っているのや落付いている。頭へ来たときは遠慮なく電話してほしいと話をする。

「昨日は大失敗をした。お客が出した二百円を旦那に渡したまではよかったんだが、お釣りをださなかったので、お客から催促された。旦那に叱られた。勘定は苦手なんだ。思いきって保護司さんに頼んだ。恥かしいが、算数が判らないから教えてほしい」って。」

◇3・20 いじらしいS少年の素直な申出を喜び、加算のけいこをする。実行する勇氣、努力する心根、これをはぐくむことに保護観察のすべてがある、と私は思う。

◇3・25 今日で四日目、例によって午後九時半頃少年来訪。掛算のけいこをする。「一と三の段の九々に進んだ。父さんあてに手紙を出した。自分で書いたんだ、そして三千円送った。僕だつてやればできるんだ。」

◇3・28 Sは手紙を書ける自信を得て大満足しているようであった。大いに激励する。成功の喜び。それが前進への原動力となる。

「今日も保護司さんのところへ行って九日の誕生日には、保護司さんやTさんや主任官に来てもらって誕生日パーティを

やりたい」っていったら、まだ人を招待するのは無理だから、今年は私や主人にまかせなさい。そして来年こそは君が自分の力でパーティをひらけるようにしようね」といわれた。(4・2)」

◇4・8 先日、S少年の誕生日の件について主人と主任官が相談の上準備を進めた。誕生日祝の場所は保護司宅、御馳走は主人が提供するという。

◇4・11 夕方、八時を少し回った頃、主人はSを伴って来訪し、御馳走を準備した。間もなく、主任官、Tさん、事件を調査した調査官が集まりS君をかこんで誕生日祝をする。主任官等のお祝いの言葉の後で誕生日祝のシャツをもらったS少年は、ポケットから紙を出してお礼の言葉を述べはじめた。私は眼頭が熱くなり、S少年の人生に幸あれと祈らずにはいられなかった。

× × ×
本年もまた、七月一日から法務省の主催で「社会を明るくする運動」が、労働省はじめ関係機関・団体の強い理解と支持を受けて全国各地に展開されている。

青少年犯罪の増加、低年齢化、粗暴化、凶悪化等々いわれてすでに数年、解決への道は遠くけわしい。しかし、家庭・職場・地域社会の人々の善意が結集されるとき、そこに「明るい社会」建設の悲願が実を結ぶことであろう。

(法務省保護局・法務事務官

志岐喜一郎)

農閑期の主婦の労働

について

—新潟県における—

増尾 栄子

一、調査の目的

農山村での婦人会活動は、主に冬期の農閑期に行なわれるのが常であるが、ここ二、三年は婦人の就労者が増えて、婦人団体の行事も、婦人学級も取りやめにならなければならない、という声が聞かれるようになった。近年、農家経営の曲り角とか、第二次産業に比べて農業に比べて農家所得が低いなどとも言われているが、都市に劣らず消費生活の高まってきている農村では、この農閑期を利用して、現金収入を得るために主婦も娘達も外へ働きに出ることは、想像出来ることである。

い幽霊労働力となり、万一事故の起きた場合にも聞かぬほうむられて、泣き寝入りをしているのではないかということであった。

このように季節的に雇用されて働く農村婦人が、

1. どのような経路で就労し、
2. どのような職種に、
3. どのような労働条件で働いているのか。

4. 家事労働との関連で過労になってはいないか。

5. 主婦が外へ出て働くために、子供や夫を含め、家族にどのような影響を与えているか。

あらましこのような内容を、想像でない実際の姿として把握しておきたいと考え、農山村に居住する本県の婦人少年室協会員十四名に依頼し、調査したものである。

二、調査対象地域

調査地域は協会の住む農山村であるが、北蒲原郡・刈羽郡・西蒲原郡・東頸城郡・中魚沼郡・新津市・岩船郡・北魚沼郡・新潟市・東蒲原郡・南蒲原郡の二市九郡である。

対象者は居住地の周辺から、協会員が任意に選んだものである。

三、調査方法・調査期日

婦人少年室で調査票を作り、各協会員一人当たりの対象者を七名と定めて送付し、面接調査と、調査対象者に記入を依頼して、後で回収するという二つの方法を適宜にとるよう依頼した。今年の豪雪で、調査不能票が三十枚近く出て、百枚回収の予定をだいぶ下回り、七十二枚をもちにしてまとめたものである。

調査期日は一九六二年十二月から一九六三年一月末までの間に実施した。

四、調査結果

1 就労の動機

就労の動機については個々に具体的に書き込んでもらったが、おおざっぱに、

経済的理由 三六名 五〇％
その他の理由 二一名 二九％
不明 一五名 二二％

の三つに区分することができた。

経済的理由の中では、

現金収入が必要のため

小遣いがほしくて

生活のため

暇はあるし、農業だけでは生活出来ず、家計を助けるため

等が目立っている。また、その他の中で

友人にさそわれて

余暇があるため

子供が大きくなったから

等が目立っている。不明としたものは記入がなかったもので、この内約半数くらいは経済的理由をあげるのではないかと考えられるが、それを含めると経済的理由は、全体の約六〇％を占めることになる。特に、東頸城郡大島村に住む協会員

の報告によると、ここは単作貧農地帯で、昨年民生委員の手で低所得者調査をしたところ、四級地の標準で計算しても国の示す標準の方が高く、村内八〇％以上は低所得者になるということであった。ほとんどの家では主人が五十歳くらいまでは冬期に出稼ぎをし、主婦は土方等に出て働くが、子供も成長して手がかけられなくなり、長男に嫁でももらって留守居のできた主婦は、冬期スキ―客の多い赤倉方面へ出稼ぎしたり、大阪あたりの料理店へ働きに出る主婦もあるという。

協会の報告も含めて就労の動機を具体的に眺めると、大体次のようになる。

1. 単作地帯では農耕機械の導入等に伴ない農作業が早く切りあがるようになり、農閑期が長くなったこと。
2. 人手不足から機械化が行なわれたが、その反面機械化貧乏という状態が生じ、また生活程度が高くなるにつれて現金が必要になったこと。
3. 依がカマスに切り替えられ、工場で大量生産されるので、カマスの代金を働き出す必要が生じたこと。
4. 着るものは既製品で間にあひ、食べものもインスタントものが多く出回り、家事に費やす時間が少なくてすむこと。
5. 計画出産で子供の数が減り、保育所の普及で育児に手間がかからなくなったこと。
6. お嫁さんの場合、小遣いが与えられ

第10表 就業時間

拘束時間	人数	%
8時間00分	8	11
8 " 30 "	2	3
8 " 45 "	1	1
9 " 00 "	35	48
9 " 20 "	1	1
9 " 30 "	13	18
10 " 00 "	6	8
10 " 30 "	1	1
11 " 30 "	1	1
13 " 00 "	1	1
15 " 00 "	1	1
不 明	2	3

9 就業時間 (第10表)

これは拘束時間である。九時間拘束が一番多く、三十五名で、全体の四八%を占めている。次に多いのが九時間三十分の十三名で、一八%である。休憩時間の

給料については、日々支払われる土木事業に働く婦人のものである。給料を仕事の終ったその日その日に支払っている職種は、土工がほとんどである。

事業に働く婦人のものである。給料を仕事の終ったその日その日に支払っている職種は、土工がほとんどである。

第9表 就 労 職 種

	雑工	土工	織布	事務	菓子製造	製 織	農業手伝	ミシン工	フライあげ	不 明
人 数	16	35	9	3	3	2	1	1	1	1
百分率	22	49	13	4	4	3	1	1	1	1

かったものと考えられる。

8 就労職種 (第9表)

圧倒的に多いのが土木事業に働く人で三十五名、全体の四九%を占めている。次に雑工の十六名二二%で、総体的に、技術のいらない職種が多い。体力的にすぐれ、きかない仕事もいとわな

取り方も、お昼休みの外、職種によって午前と午後の一三回休憩している所もある。大部分の企業が基準法を守ってきていることがわかる。中には十時間三十分以上の長時間労働もわずかながら見られるが、農業手伝い、製織、フライあげ等の職種で、家族にまじって働く零細企業に、まだ基準法の違反のあることがうかがわれる。

容で比較することができなかった。その他の職種でも、最低が一日二百円くらいから最高が六百円くらいまでとなっていて、最高の給料を支払われた職種は農業手伝いである。総体的に見て、今年の冬の婦人季節労働者の日給は、三百円から四百円というところが一番多かったようである。

10 給与形態・給与額

給与形態は、日給制をとっている所が圧倒的に多く、六十三名で全体の八八%を占めている。その他、時給制のところ

このことについては、食事の仕度、食後の片づけ、掃除、ぬいもの、子供の世話、洗濯、買いもの、風呂たき、風呂掃除と、主婦が日々生活の中で必ずしなければならぬ九つの家事作業に区分して調査した。

こうして、よかったと答える反面、困ったことを見ると、子供の世話が出来ず、不安に思っている者が二十六名三八%で一番多く、次が姑等家事の手替りをしてくれる人がいないために、家事と職場を両立させるために、時間的に苦勞している者が十三名で一九%、家事がなげやりになって困ったと答えている者が二十名で二九%、その他九名で一四%となり、いろいろの反省が加えられている。

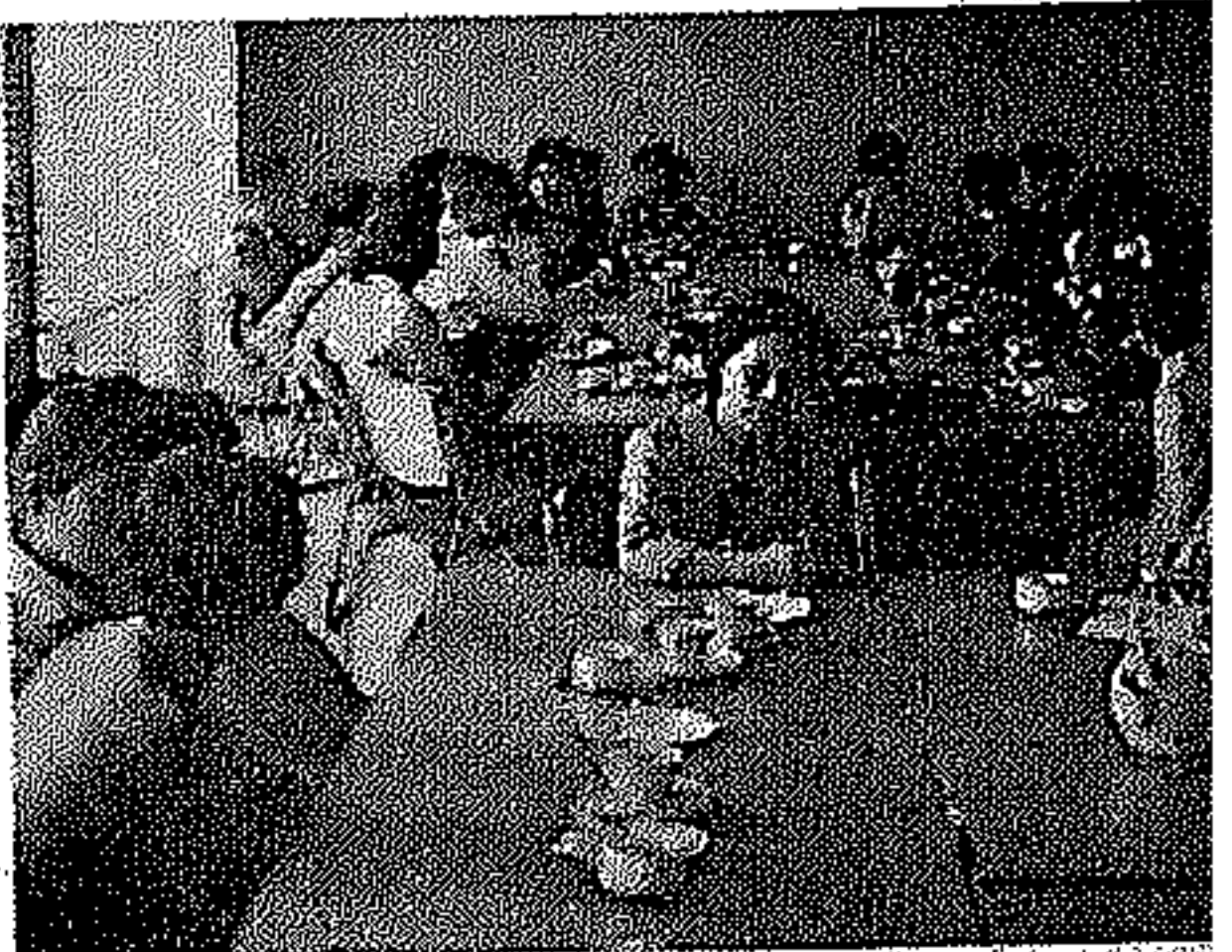
内容を総体的に見ると、姑や母のいる家庭では、働きに出る前に主婦のやっていた家事作業を、姑や母がほとんど替ってやっている様子が見える。

風呂たきなどについては、舅・子供・夫等の協力が得られた。また、縫いものについては、どうしても毎日しなければならぬものと違い、ちょっとしたつくろいやボタンつけ等を除いては、やはり主婦自身がやることになり、手替りについてはあまり変化が見られない。食後の片づけ、風呂掃除と、主婦が職場から帰ってやれるような仕事についても、姑が主体となって、働きに出る者に対するいたわりが感じられた。

(新潟婦人少年室長)

医療ヘルパー、と 中高年齢婦人の職業対策

前 田 薫



5月19日の神戸市医師会館における「医療ヘルパー」懇談会風景。奥の方のテーブルが就職組で、自分達で非常に話はずんでいる。(医師会役員が2人入っている) 手前のテーブルは未就職や一旦就職したが退職して目下あっせんを待っている人達で、いくぶん深刻なようすである。

高齢婦人のことである。

一、現在の就職状況

昭和三十八年三月二十日、講習終了者四十四名。現在就職者三十一名、就職あつせん中の者十三名。就職者の内訳は、

「医療ヘルパー」とは、

二、「医療ヘルパー」の出現経過

開業医院等において主として医療事務、または診療介補にたずさわる婦人の新しい職業で、今年の始め神戸市医師会と雇用促進事業団の共催で行なった一か月間の養成講習を受けた中高年

午前九時～午後五時勤務二十六名、午後五時～九時のパート三名、午前九時～正午のパート一名、住込一名となっており、あっせん中の者の中には一旦就職したが退めた者三名が含まれている。「医療ヘルパー」の養成講習は全国でも始めての試みで、中高年齢婦人の就労について多くの問題点を

る。このような妻の手代りに婦人を雇用するべく医師会として職安に交渉したが、職安法上一括申込みが出来ず、困っている。ホームヘルパー等があるようだが、婦人少年室で何かよい対策はないだろうか。

医師法その他の法令上、医療にたずさわる者は限られているが、個人医院で無資格の妻に代る婦人を雇用することは違反ではないはずである。家庭をもつ婦人にとって医療関係の知識を多少とも心得ておくことは、たとえ職業につくつかぬを別としても大切なこと、その上仕事の内容は中高年齢婦人向きである。就職先も市内に多数あり、自宅から近距離に勤先を得ることが可能で、しかも求人者が多ければ労働時間や勤務形態もバラエティに富み、パートタイムや住込みもあり、求職者にとって種々の選択が出来る。これらのことを考え合わせると、未亡人等中高年齢婦人の職業対策として、ホームヘルパーを募集したように一般から公募して適当な養成講習を行なうことが考えられると話した。

の暮も迫ろうとしていたが医師会に交渉、医師会はずがに機能的に何度も役員会を開いてテキパキと事を運び、明けて昭和三十八年一月中旬には室主催で関係機関と連絡会議を開催し、開始の最終検討までこぎつけた。

「医療ヘルパー」という名は神戸市医師会で考案された。その職務内容として当初は受付や医療事務の他に掃除・洗濯・炊事・付添婦的な仕事、更に家事などおよびその医院において医師と看護婦の仕事以外の一切の下回りの仕事の内容が頭に描かれていたようである。実は本省からの指示で、現在のわが国の医療制度上、また職業対策として一つの職種を新しくつくる意義上、「医療事務員」の養成講習がのぞましいとされたし、室でももちろん、わざわざ雑役婦をもったいぶって「医療ヘルパー」と名づけてつくりたくない気持があった。

関係機関が集まったの検討でも問題点は結局そこにあり難行した。だが肝心の人を雇う側の医師会がこのことについては譲らなかつた。「個人医院では医療事務の仕事は全体の仕事量の三分の一に過ぎない。医療事務員なら他に講習する方法もある。現在必要なのは医療事務も含めて医院の仕事を何でもやってくれる人だ。」そして雇用促進事業団大阪支部が「雇用主の求人難解消のために一役買うというのではなく、中高年齢婦人の職業として適当であり、受入れ態勢がある場

医師会では医院の看護婦不足を解決するため、団体としての対策をあれこれ練って関係方面にあたっている最中で、とくに個人医院で医師一人、看護婦一人で成立しているところは、医師の妻が、医師の助手と家事の両方をやり多忙を極め、医院経営が不可能なまでになってい

それはどこが母体となってやるべきなのかと思案していた矢先、たまたま上京した折、大羽婦人労働課長の話に雇用促進事業団が昭和三十七年度中の事業の一つとして婦人対象のものをやる用意があるとの意向をうかがった。「至急医師会と話し合って案を立て事業団へ出せばきつと実現する」と言われ、帰神後早速、年

合、事業団としては金を出す。それが雑役の職種であつてもさしつかえない」と発言され、関係機関（兵庫県職業安定課・職業訓練課・兵庫労働基準局）了承のもとに神戸市医師会・雇用促進事業団大阪支部共催で「医療ヘルパー」養成講習の実施が本決まりとなった。

続いてその場で、賃金を最低日額五百円以上とすること、通常勤務の場合の労働時間八時間を原則とすること、家事には使用しないこと、講習では医療事務と診療介助の両方を教えるが募集の際に医療事務希望者、診療介助希望者、パートか住込かなど希望をきいて就職あっせんの際配慮すること等がとりきめられた。せめてあいまいな職務内容を排し、少しでも労働条件をよくするよう関係機関の努力が払われたのであった。

その後、募集案内の原稿作製援助と報道機関への発表の世話を除き、室は終始側面援助にとどまった。

三 講習開始とその結果

神戸公共職業安定所が窓口となって受講生募集は順調にすべり出し、一週間経つか経たぬ間に百名の応募があり、医師会は選考の都合上期限を早めて百一名で打切った。しかし選考日には申込者の都合で七十六名しか出頭しなかった。その実情は新聞発表が相当一般家庭主婦の関心を惹き、一応申込んだ者、あるいは一旦就職を決心したもの、またふんぎりがつかなくなった者等が考えられる。と

にかく三十名の定員を四十名に増し、その他に看護婦有資格者を聴講生として二月二十一日開講した。

講習内容は、一般教養科目、医療事務・診療介助・応急手当等の実務知識、必要な技能の各種講習が延一四四時間の時間割に組んであった。室長は「職業人としての心構え」について三時間の持時間で講義と懇談を行なったが、そのとき各人の就職動機をおおよそ次のように分けられると思った。一、生計のため（未婚人や炭鉱離職者妻など）二、子女教育費捻出のため（一般主婦）三、生活が単調で外へ出て充実した時間をもちたい（一部の主婦）、そして多かれ少かれ全講習生が「医療ヘルパー」という仕事への期待（過去に医療のことで特に感ずるところがあったのでという人も多かった）をもつて熱心に聴講していた。

三月二十日に閉講し、現在の就職状況は冒頭で述べたが、何故思ったより就職状況がよくなかったか。雇用促進事業団の規程上、閉講までに職安のあっせんまで全員就職決定の建前なので、医師会も努力され、受講者数に見合う求人数は一応確保されていた。

職務内容については、求人者求職者の希望が合致して問題なかったのだが、勤務時間となると双方の出す条件が相当くいちがった。最初、受講者に希望をきいた際、分類は次のようになっていた。（下の数字は希望者数、二つ以上希望し

た者があるため延七十四名となつてい）一、午前八時～午後五時（三十二名）二、午前八時～正午及び午後五時～九時（十四名）三、住込で午前八時～午後五時（五名）四、パートタイム（午前八時～正午（二名）午後五時～九時（六名））その他（十五名）。最後のパートタイムの人は多分午前十時から午後二時といった時間のことである。これが相当多いのだが、求人側でこれと合致する条件のところはまずなく、かえって求職者のい

やがる時間（深夜業を含むところもある）や住込の希望がかなりあった。中高年齢婦人は夫や子供を犠牲にして特に子供を放置してまで働きたくない気持が強い。子供に教育をつけることを願ひであり、そのために働くという気構えで、生活のために働く未亡人等もその例外ではない。このことは今後募集時考慮すべき問題点であろう。

五月十九日、医師会が「医療ヘルパー」終講者全員の懇談会を開催したのに出席したが、集まった者は二十七名、きいてみると就職している十八名中十三名は労働条件その他すべて満足しているという答えで、残り五名や一旦就職したがやめた三名は、長い労働時間、複雑な人間関係、たえがたい病院内部のやり方、自分だけ時間通り帰ることの周囲への気兼ね等々、苦情を訴えたが、中には「医療ヘルパー」自身の甘さ、粘りのなさ、一種のわがままもあった。なお、彼女たちは

医療事務よりも診療介助を多く希望し、勤務のかたわら、兵庫県医師会が現在実施中の副看護婦通信講座を受講している者も若干いたことは考えさせられた。

四、おわりに

求人難の昨今、中高年齢婦人を雇用する気運が高まりつつあり、また婦人の側にも雇われて働く意向がある。が、「中高年齢婦人は子供のこと、夫のこと、炊事のこと等、家庭との絆が強すぎて意欲がもう一つだ」という世の批判も多い。だが、もっと社会の連帯責任においてパランスの欠けた点が男や女、使用者や労働者、政府や民間人等の意識の中にないかを検討し、働く意欲のあるよい労働力を社会の進歩発展のために役立たせる施策が多角的に考えられてしかるべきだと思う。その一つの試みとして、今回の神戸市医師会の「医療ヘルパー」発足はよかったが、中高年齢層の婦人の職業対策の問題は更にキメ細かい問題点の研究が必要である。彼女たちの教育訓練は技術技能の教授もさることながら働くことに対する構え方の指導が何より大切と思うし、彼女たちを雇用する側の啓蒙も重要だ。近く医師会は「医療ヘルパー」の使用者の会合を予定しているようである。医師会が予想以上に絶えず室と連携をとり、労働条件の改善に努力しようという態勢にあることは喜ばしい。その他国家・社会として考えなくてはならないことが多いと思う。（兵庫婦人少年室長）

第六講 カウンセリングの技術(三)

(非指示・指示カウンセリング)について

4、過去をいっさい問わない。現在および将来を重くみる。人間の行動の原型を理解するためには、過去の歴史は重要であるが、カウンセリングのためにはそれほど重要でない。子どもであればあるほど、又異常傾向であればあるほど過失を冒す。思いつめればつめるほど、ひとつの穴からはいあがることは困難であろう。こういう捕われたクライントを解放してやるには、過失の一切を問わないことが必要である。

ロージャーズのカウンセリングの過程としてとりあげられている段階は次のようである。

- 1、個人が援助を求めに来る。
- 2、援助する場面が設定される。
- 3、クライントは問題に関する感情を自由に表現できるように激励される。

4、カウンセラーは否定的感情を受容し、是認し、明確にする。

5、否定的感情が完全に表明されると、つづいて積極的衝動が弱々しく表明される。

6、この表明された積極的感情を受容

カウンセリング技術十講

6

雄 久 上 畔

し、是認する。

7、自我の理解と受容における洞察は、全過程における第二の山である。

8、洞察の過程は一つの可能な判断、可能な方向を明確にする一過程である。

9、治療の魅力的な様相のひとつは積極的な行為の開始である。

10、より一層深い洞察が望まれる。

11、クライントの積極的な行動は顕著に統合される。

12、クライントとしての援助は、もうその必要はない、という感情を是認するとき終了する。

クライントの問題を発見し、診断し、治療するカウンセラーが責任の大部分を負い、これがカウンセラーの努力の焦点となっている

指示的カウンセリングと比べて、非指示的カウンセリングとしての相異点は次のようである。

1、カウンセラーはカウンセリングが指示的であるほど、多く発言し、非指示的であるほど少なく発言する。

2、非指示的のカウンセラーは忍耐強く、友愛的で、知的には批判的な態度をとり、クライントのことは耳を傾ける。

3、非指示的のカウンセラーはいかなる種類の権威も誇示しない。

4、非指示的のカウンセラーは助言や道徳的な訓戒を与えない。

5、非指示的のカウンセラーは次のような場合に限り発言する。

(1) 相手を発言させようとする場合

(2) クライントの懸念や不安をときほぐす場合

(3) クライントがその考え方や感情を正確に報告したことを賞讃する場合

(4) 除外され、もしくはゆるがせにされなければならない話題に論議が向こうとする場合

(5) 漠然とした仮定について、それが有益であるかどうかを論議する場合

非指示的のカウンセリングは、自己の問題を正確に解決し得る能力をもっているクライントの大多数に適用される。ほとんど能力のないもの、精神病者・精神障害者には適用されない。また環境的に不可能な要求に直面している子どもや成人にも適用することは困難である。しかし大多数の児童や生徒、青年・成人には可能である。

洞察はクライントの感情や情緒化された態度が自由に解消されるとき生ずる。したがって、この洞察は自発的に現われるものである。クライントがこの洞察と自己理解において進歩を示し、自己の生活を進める新しい目標を選ぶようになれば、カウンセリングは終局となる。

ば、カウンセリングは終局となる。

心理学的テストに対しては、非指示的カウンセリングでは、事例史の場合と同じく批判的である。不適応者の診断的研究として、能力テスト・アチーブメント・適性検査・興味テスト・人格テスト・適応性テストを用いることは、それだけの意味があるが、カウンセリングでテストを常用することは、事例史の場合と同様に、クライントに反抗心を起こさせるか、逆に不必要な依頼心を起こさせるか、何れかであるとする。ただしカウンセリングの終る頃、クライントの要求により、テストを用いることはよいことである。ロージャーズはカウンセラーの訓練として次のような点を指摘している。

1、人間関係の分野における奉仕への関心

2、人間関係の根本的理解に必要な基礎的研究

3、個人の心理学的発達および適応の理解に必要な基礎的学科

4、自己の仕事や他人の仕事の評価する適切な技術、自己の研究における方法と訓練

5、カウンセリングの技術に関する学科

6、詳しい批評と評価を受ける十分な機会の下にカウンセリングを行なう経験

(この項次号につづく)

— 前新潟大学教授 —



ベンゼン中毒と有機溶剤中毒 予防規則について

労働省労働基準局衛生課

◇有機溶剤中毒予防規則の制定に至る経緯

ベンゼン中毒については、昭和三十年以降労働基準行政の重点事項の一つとして、予防の徹底を進めてきたが、昭和十四年七月頃から東京都内の家内工業及び一部の零細事業場における中毒発生を契機として、根本的対策の確立のための法的規制へと行政を進めることとなった。この結果、昭和三十四年十一月十二日「ベンゼンを含有するゴムのりを労働基準法第四十八条の有害物に指定する省令」を公布（労働省令第二十五号）するとともに、この省令の施行にあたって、中央労働基準審議会から要望があったベンゼン及びこれに準ずる有害物の製造及び使用の規制について、引続き検討を取り進め、同年十二月二十五日第一〇六回中央労働基準審議会に有機溶剤中毒予防規則案要綱を提出し、同規則案について同審議会の意見を求めることとなったのである。

決定するとともに、同時に同部会に専門委員会を設けることを決定した。専門委員会は、一月二十六日、二月十六日、二月二十九日、三月十四日及び三月二十六日の五回にわたり慎重な検討を行ない、専門委員会としての審議を終了したのである。なお、専門委員会の審議結果は、労働衛生部会に報告され、労働衛生部会は四月二十日、五月六日及び五月十六日の三回にわたって審議を行ない、五月十八日、中央労働基準審議会に對して審議結果の報告を行なった。また、この間において、労働省は、関係業会の意向を広く聴取することとし、業会関係者に規則案の骨子を説明し、意見の提出を求め、その結果を集約して労働衛生部会に提出し、同部会における審議の参考に供した。

労働衛生部会から以上の報告を受けた中央労働基準審議会は、同報告について慎重な検討を行なった結果、同部会の結論を要当なものとする結論に達し、五月十八日労働大臣に答申が行なわれた。答申は、施設関係・管理関係・保護具関係及び適用除外に区分して行なわれたほか、今後研究検討を要する事項として、混合溶剤についての毒性の研究その他五項目が次のように附記された。

- 1 混合溶剤の毒性についての研究を進め、その取扱いを明確にすること。
- 2 標札の貼付は溶剤を製造する事業場において行なわしめるよう関係者と連絡をとって措置すること。
- 3 健康診断の結果報告と同様に労働環境中における有機溶剤濃度の測定結果を報告せしめ、その活用をはかるよう事務当局において検討すること。
- 4 また、第一種溶剤（ベンゼン外七種の有機溶剤で比較的毒性の強いもの）中、簡便な測定方法のないものについては、早急にその方法を考えること。
- 5 有機溶剤による中毒を予防するためには、制限最高許容濃度を規定することが効果的であると考えられるので、制限方式を採用するにあたっての諸問題について検討を行ない早急にこれが解決をはかること。
- 6 本規則にいう有機溶剤業務と女子年少者労働基準規則その他の規則にいう有害業務との関連を明確にすること。
- 7 以上の答申を得て、労働省は規則の制定を取り急いだのであるが、対象としたベンゼン外五十種類の溶剤を使用する業種が極めて多岐にわたり、かつ、その取

り扱いの方法等が区々であることなどから成文化について慎重な考慮が払われ、更に、公聴会における各種意見について個別に十分な検討を加える等の措置を講じたため、意外に日程を要したが、十月十三日労働省令第二十四号として公布をみるに至った。

◇有機溶剤中毒予防規則の概要

有機溶剤中毒予防規則は、以上のような経緯を経て制定され、昭和三十六年一月一日から施行されることとなった。本規則は八章三十四条から構成されており、その制定の基本方針は次のとおりである。

- 1 有機溶剤と呼ばれるもののうちから、現に使用されているもので、人体に對し有害な作用を及ぼすことが明らかなものを対象とし、その蒸気を吸入することによって生ずる中毒の予防を目的とすること。
- 2 有機溶剤による中毒の予防に必要な事項のうち、現行労働安全衛生規則に規定されていない事項及び規定されているが更に具体的に規定する必要がある事項について、単独の規則を制定して規制することとし、その他の事項については、労働安全衛生規則に規定するところによること。
- 3 本規則が対象とする有機溶剤及び有機溶剤含有物を、その有害性に應じて

三種類に区分し、それぞれの区分に応じて、必要な規制を加えること。

4 有機溶剤による中毒の予防に必要な措置の技術的基準については、現在のところ医学的、工学的に未解明の点が少ないが、それらの諸点については今後の研究の進捗にまつこととし、現段階における研究成果に基づき、法的規制を加えることが妥当と認められる限度において技術的基準を定めるところ。

すなわち、本規則は、対象とする有機溶剤五十一種類について、その人体に及ぼす毒性等によりこれを三区区分し、その区分に応じた施設・基準等を定め、施設の有効な稼働と作業管理の適正を期することなどにより中毒発生の防止を図ることを目的としている。

以下、本規則の概要を記すと次の通りである。

1 第一章 総則関係

本規則の全般に関係する事項として、本規則において用いられている用語の意義並びに有機溶剤及び有機溶剤含有物の区分と、有機溶剤又は有機溶剤含有物の消費量が少量の場合における適用の除外並びにその申請手続等について規定している。

2 第二章 施設関係

有機溶剤業務を行なう場合に発散する有機溶剤の蒸気により、作業場内の空気が汚染されることを防止するた

め、それに必要な施設の設置を有機溶剤等の区分、作業場所及び業務の態様に応じて規定している。

3 第三章 換気装置の性能等関係

第二章の規定により設置する局所排出装置及び全体換気装置の設け方、性能及び稼働について規定している。

4 第四章 管理関係

有機溶剤業務を適切に管理するため、衛生管理者の職務、有機溶剤に関する必要な知識を労働者に与えるための掲示、タンク内作業の作業基準等について規定している。

5 第五章 保護具関係

労働者が有機溶剤の蒸気を吸入することを防ぐために必要な保護具について、第二章に規定する施設との関連において、保護具の使用を規定している。

6 第六章 健康診断関係

事業場における健康診断については、労働基準法第五十二条の規定に基づいて、労働安全衛生規則に種々の規定が設けられているが、これら労働安全衛生規則の規定に基づく健康診断を行なうにあたり、有機溶剤中毒の特殊性にかんがみ、検査項目の追加など、更に必要とされる事項を規定している。

7 第七章 測定関係

労働大臣の指定する有機溶剤を用いて、有機溶剤業務を常時行なう屋内作業場について定期的に有機溶剤の濃度

の測定を行なうべきことについて規定している。

8 第八章 有機溶剤等の貯蔵及び空容

器の処理
有機溶剤業務を行なう事業場について、有機溶剤等を販売する事業及び倉庫業務についても、有機溶剤等を貯蔵する場合に必要な措置及び有機溶剤等が入っていた空容器の処理について規定している。

◆有機溶剤中毒予防規則施行以降

有機溶剤中毒予防規則の公布以降は、関係事業場に対し、その趣旨の説明等有機溶剤に対する関心の助長と、塗料、接着剤等の製造メーカー関係団体に対し、中央労働基準審議会の答申にもあった塗料等の有機溶剤の種類の表示及びベンゼン等毒性の強い溶剤を出来るだけ使用しないことを要望するとともに、昭和三十

六年度以降は、毎年労働基準行政の重点事項の一つとして、有機溶剤により中毒疾患の多いと思われる業種及び作業から逐次監督指導につとめてきた。その結果、昭和三十七年度において

は、同年十二月末までに約

表 1 塗料接着剤等分析結果一覧表

試料番号	品名	検出成分
1	接着剤	トルエン 33% 酢酸エチル 30% ゴム用揮発油
2	シンナー	トルエン 75% 酢酸エチル 20% キシレン
3	シンナー	トルエン 50% キシレン 23% 第2ブタノール 13%
4	ゴムのり	トルエン 57% ゴム用揮発油
5	ゴムのり	トルエン 3% ベンゼン 2% ゴム用揮発油

(註) 本件は、昭和37年度において、事業場からの分析依頼又は監督に際して実施した分析試料の一部について記載したものである。

六〇〇〇事業場について監督が行なわれ、有機溶剤の健康診断については約八〇%、施設については、約六〇%の目標の達成をみた。

ここで特に注意を要するのは、昭和三十四年十一月十二日公布されたベンゼン・ゴムのりの禁止省令及び前記した塗料、接着剤等の関係団体に対する要望等よりベンゼン等毒性の強い溶剤を使用した製品は漸次姿を消しつつあるが(表一参照)これら製品を使用する事業場等において、中毒はベンゼンだけが起すものであり、これが混入されていない以上溶剤中毒は惹起しないとの誤った考えをもっていること、又製造メーカー側においても、その製品に対し安全マークを付して販売する等のことから、その取り扱いに慎重を欠いていることが多く見受けられることである。

今後化学の進歩に伴ない、新しい溶剤、又は溶質をもった性能のすぐれた塗料、接着剤等が、事業場においても、又内職



婦人と年少者の労働災害

一 労働災害の概況

わが国の経済は、近年めざましい発展をとげているのであるが、反面、これに伴う産業災害が多発し、多くの労働者が死傷していることは、いかなる事実であり、これが防止をはかることは、極めて重要な課題であった。

このため、政府は、去る昭和三十三年に産業災害防止総合五か年計画を樹立し、中小企業における災害防止及び重大災害の防止等を中心に各般の施策を推進してきたところであり、この結果、幸い業界における自主的な安全推進の気運も漸次高まり、計画期間中の高度の経済成長に伴う雇用の増大や生産手段の变革等が著しい災害増加の要因となったにも拘らず、労働災害の発生率は、逐年減少の傾向を示し、全産業における休業一日以上の死傷年千人率（労働者一、〇〇〇人当たり一年間の死傷件数）は、昭和三十三年の五〇・六から昭和三十七年には三六・一

者においても、広範囲に使用されるようになることは明らかであるので、新製品を使用する者は、一応中毒の恐れがあるものと考え、製造メーカーに問合わせる等の慎重な態度が必要であり、また、製

造メーカー側においても危険性を表示する等の措置が必要である。更に使用にあたっては、換気施設は是非とも必要など、これら施設の出来難い内職者等は、換気施設が設備してある共同の作業

労働省労働基準局安全課

第1表 全産業における死傷件数及び死傷年千人率の推移

区 分	昭和32年	33年	34年	35年	36年	37年	37年対32年の増減率(%)
死傷件数(休業1日以上)	70.9	70.2	74.4	78.8	81.4	79.4	12.0
死傷年千人率(〃)	50.6	47.8	45.6	42.4	39.3	36.1	28.7

二 婦人と年少者の労働災害の現況
このような労働災害の中で婦人及び年

までと、五か年に約二九%も減少してきた。

しかしながら、一方において死傷の件数は、近時の産業活動の活発化とこれに伴う雇用の著増などによって依然増加の傾向にあるが、昭和三十七年に至ってはじめて、件数の面でも若干の減少をみることができた。

これらの状況は、第一表のとおりである。

第2表 男女年少者別死傷発生状況（昭和37年1～12月）

産業別	区 分	合 計	18歳以上		18歳未満	女子及び年少者が占める割合(%)
			男	女		
全産業(除鉱山)	死傷件数	415,460	363,538	34,594	17,328	12.5
	死傷年千人率	19.26	25.58	5.81	12.29	
製造工業	死傷件数	166,167	134,187	18,210	13,770	19.2
	死傷年千人率	17.53	22.81	7.05	13.86	
土石採取業	死傷件数	6,656	58,850	707	64	11.6
	死傷年千人率	73.98	72.20	88.31	142.22	
建設事業	死傷件数	137,282	125,756	9,974	1,552	8.1
	死傷年千人率	51.64	54.01	33.50	48.66	
運輸事業	死傷件数	23,553	21,600	1,290	663	8.3
	死傷年千人率	18.60	19.29	10.72	24.92	
貨物取扱事業	死傷件数	34,827	33,278	1,239	310	4.5
	死傷年千人率	84.95	90.70	31.48	84.03	
林業	死傷件数	28,010	26,952	848	210	3.8
	死傷年千人率	69.90	77.58	17.35	47.64	
その他の事業	死傷件数	18,965	15,880	2,326	759	16.3
	死傷年千人率	2.60	2.91	0.81	2.17	

(注) 1. この表は、労働基準法施行規則第57条に基づいて提出された死傷病報告のうち休業8日以上のもを用いて作成したものである。

2. 死傷年千人率は、 $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1000$ で算出したものである。

これらの状況を産業別にみると、死傷件数が最も多いのは製造工業で、成年女子は一八、二一〇件、年少者は、一三、七〇件であり、両者を合わせ製造工業中の一、九・二%にも達している。そのうち特に成年女子の死傷件数は、前年が二七、一一〇であったのに比べ若干の増加

少者の労働災害がどうなっているかをみるため、昭和三十三年中に発生した休業八日以上の死傷件数及びその死傷年千人率を成年男子のそれとともに掲げると第二表のとおりである。

この表に掲げた数は、鉱山保安法の適用をうける事業場分を除いた数であるが、成年女子の死傷件数は、三四、五九四件、年少者のそれは一七、三二八件である。昭和三十三年中に発生した休業八日以上の死傷件数及びその死傷年千人率を成年男子のそれとともに掲げると第二表のとおりである。

場で行なう等の配慮が必要であろう。労働省としても、今後引き続き関係事業場の監督指導を強化し、有機溶剤中毒予防規則の徹底を図るとともに、中央労働基準審議会からの答申にもあった、有機

溶剤濃度の測定法の確立、混合溶剤の毒性に関する研究はもろろのこと、環境改善の技術的方策の確立について鋭意検討を進めているところである。

(松尾 幸夫)



私たちの「健康」はこんなに
多くのことの組み合わせで保
たれている

安全週間にちなんで

ここにいる健康とは、ただ、病気をし
ない病弱でないというだけでなく、精神
的、社会的にも良好な生活を営んでいる
状態をさしています。昨年から向う五年
間連続の「勤労者家庭消費生活向上運動」
で、初年度には「健康の増進のために消
費生活をととのえる」というテーマを出
し、各家庭が日常の消費行動のうえで一
つでも実践していただきたいポイントを出
していただきました。そのポイントをもとと
して一般読者用として、いささか加除を
してここにのせます。

上下水道、厨房、害虫、ゴミ、ハ
エ、ナメクジ等、消毒と消毒剤、働き
やすい台所設備、器具の配置、採光、
通風、乾燥。

- ⑥ 昼食、昼食、弁当。
- ⑦ 外食、栄養と外食。
- ⑧ 間食、種類と栄養、着色食品。
- ⑨ 食物費、主・副食の割合、家族の生
理的条件と好み。

ポイント2、住生活

- ① 部屋の使い方、寝室、食事場所、休養
の場所、勉強の場所、遊ぶ場所、手仕
事をする場所。
- ② 清潔、採光、通風、乾燥、ちり、ほこ
り、臭気、非衛生なところ、掃除の回
数・方法・時間、掃除用具と用具の清
潔、便所の手洗い等の設備・用具、消
毒と消毒剤・消毒用機具、害虫、カ・
ハエ、イエダニ・ノミ・シロアリ・ゲ
ジ・ウジ、ねずみ、不用品。
- ③ 安全、家具の配置、物品の整理、あぶ
ないか所、不用品。
- ④ 家具・什器、寝具・衣類等の収納方法、

ポイント1、食生活

- ① 食生活、栄養価、食品の配合（献立）、
調理材料と衛生及び消毒、消毒剤、調
味料、酒類その他の飲料、既成食品、
インスタント食品、着色食品、てんや
もの、乳幼児・老人・病人の食物。
- ② 調理、調理方法と栄養、味付け、盛り
付け、家族の好み。
- ③ 食事、たべ方、場所とふんいき。
- ④ 食器、食器と食事の気分、家族用食器
- ⑤ 台所、設備と調理器具・用品の種類、

場所の清潔・乾燥、安眠を助けるカー
テン等光線しゃへい物。

「住居費」住宅の新旧の度合いによる
経費、睡眠・休養・勉強・遊戯・手仕
事等に必要場所をととのえる経費

ポイント3、衣生活

- ① 数、下着、通勤・労働その他の外出用・
家庭用の外衣、その他雑貨類（はきも
のを含む）、季節と衣類の数。
- ② 職業と衣類、職種（主として高温・多
湿・寒冷の職場）、職場の建造条件（主
として床の種類）、屋内と屋外労働、立
作業と座作業、安全と衣類の形。
- ③ 整理・整頓、収納と保存の方法、その
ための設備・器具、防虫剤、補修、不
用品
- ④ 清潔、着かえ回数、洗濯とアイロン、
虫干し。
- ⑤ 持ち方、手づくり、既製品、注文
- ⑥ 衣料費、家族の年齢・性別・職業・就
学・好み、季節、居住地の温寒等地帯
別考慮、交際。

ポイント4、生活の安全

- ① 家庭の不安全と危険、①のすべる、おち
る、ひっかかる、つかかる、おつか
る、打つ、ころぶ、ささる、はさむ、
突く、切る、やけどする、とじこめら
れる、感電する、異物をののむ、毒
物を間違えてのむ・たべる・ふれる・
気化しているものを吸う、動物にかま

れる、ひっかかる、ねどなどが乳児
の唇をかじつたり、顔に乗ってちっそ
くさせる、物がたおれる、くずれおち
る、割れる、折れる、さける、つぶれ
る、ちぎれる、とれる、毒物がこぼれ
る、もれる、①鍵をかけ忘れる、完全
にかけない、とわれている、外部から
はずれ易い、外部から家の中がよく見
える。

- ② 家庭用機・器具、特に電気やガス・石
油等を動力や燃料としたもの、刃物・
マッチなどの扱いと修理。
- ③ 乳幼児の安全、玩具の着色・つくられ
方や機能、危険物の収納・処理、危険
な場所や品物からの隔離、飼育動物・
よそからくる動物からの隔離、騒音と
高音、寒冷と高温、湿気と乾燥・通風、
振動、ちりとほこり、光線と明暗、清
潔、幼ない兄弟、おとなの不潔・不注
意やその他の無知と危険性。
- ④ 内職の安全、材料、使用薬品や道具・
機械・薬品などの危険性の家族への注
意。
- ⑤ 安全設備・機器具、停電・地震・風災
害・火災・出火等不時の際の必要物品・
その他の準備・それらの種類及び使い
方といつでも使えるための点検、防犯
機具の種類、それら不時の際の通報と
近隣協力の体制。
- ⑥ 安全思想、安全の知識と教育（交通関
係を含む）、家族の性格とくせ。
- ⑦ 安全のための費用、住居の状況、家族

の年齢と健康状態、近隣の地形上、風潮上の環境、住宅地・工場地帯・住宅密集地帯別考慮、使用している家庭用機具（特に電気・ガス・石油関係）の種類にもとづく知識・安全措置。

ポイント5、余暇

① 娯楽・趣味：自分自身がやるもの、他がやるもの、聞きするものとの割合、家庭ゲーム・遊び道具の種類、ラジオ、レコード、テレビ等、旅行・ピクニック等、読書娯楽の不健全と不安全（時間の長短と時刻、年齢、労働、かけごとなどについて体力及び精神面でのつり合い）、他の家人の娯楽・趣味の尊重と迷惑、隣家への迷惑、設備と用具。

② 体育：自分自身でやる、用具、設備、衣服、時間の長短、体力、労働力、スポーツマンシップ。

③ 休養：場所、設備、用具、軽い運動、仮眠、休息、ふんいきをつくる。

④ 交際：礼儀、マナー、相互奉仕。友人や他の家族と家族ぐるみでやるレクリエーション。

⑤ その他：読書、手仕事、音楽、散策、庭仕事、家屋の軽い修理や模様替え、社会奉仕。

⑥ 余暇活動のための費用：家族の年齢、好み、健康状態、職業と職種、就学、家族一緒の余暇活動、家族個々の交際、他の家族との家族ぐるみの交際、地域

の余暇活用のための施設

ポイント6、生活情緒の安定

① 人間関係：家族のプライバシーの尊重とその場所、相互の仕事・職業生活・学生生活・交友・趣味・好み等への理解といたわり・なぐさめ・はげまし・ユーモア、家族の年代・好み・習性等のちがひ、相互の生活時間のくい違い、家族の思いやりや個々の悲しみ、よるこびへの感応と応じ方、話し合いの機会とやり方。

② 余暇生活：労働・勉学・家事等の心身の疲労と職場環境・学校の状態・主婦の近所づきあい・家事運営上の生活環境、保育・娯楽・趣味と設備・用具、余暇生活における家族相互のプライバシーの尊重、家族協同の余暇活動。

③ 経済生活：こづかいの配分と使い方、内職やアルバイトからの個々の収入の考え方と扱い方。

④ 生活の安全と衛生：住居内外の騒音・臭気その他不快・不安感を与えるもの、家族間・隣人との間の相互の生活時間のくいちがい。

⑤ 家庭のうるおい：家庭の行事、エチケット、住居の装飾・緑化、音楽、動物の飼育

⑥ 相談：機会、共感、秘密、第三者や関係機関の活用。

⑦ 礼儀・マナー：言葉でのあいさつ、推察、いたわり、なぐさめ、はげまし、

ユーモア、自己発表、贈りものとのやり方、地域の行事への参加。

⑧ 健康：家族相互の望診（顔色・眼光・言動から健康状態・気分を知る）、保健の知識

⑨ 情緒安定のための費用：金を必要としないもの、ささやかでも細やかな配慮、ちょっとした思いつき。

ポイント7、環境

① 衛生：ちり、ごみ、ほこり、し尿、臭気、害虫、危険な動物、流行病菌、下水道、動物の排せつ物、落葉、住民のための地域的消毒・清掃・集芥・し尿汲取り・散水等の事業。

② 安全：交通、道路整備、安全地帯、道路横断路、外灯、遊び場、犯罪、住民や通行者の安全のための地域の設備・施設、その他の保安の制度、設備、措置等。

③ 公害：ちり、ほこり、臭気、振動、煙、汚・悪水、汚・悪気体、強光線、騒音、高音、かんぼつ、工事現場の物品落下や倒壊、地下水汲み上げ・工事等による地盤の沈下や傾斜・ほう壊、自動車等による泥はね、排気ガス・家屋破壊その他いろいろ工事のための公園等緑地帯の消滅や樹木の枯死・子どもの遊び場の消滅。

④ 保健衛生関係機関とその活動：厨房・ごみ・し尿・道路整備・清掃・散水・防疫・消毒等住民の衛生に関する活動

⑤ 美化：清掃、緑化、緑地帯・公園等の設置と設備、公衆のための施設の充実、老朽・破損の公共施設・設備、個々の家庭の厨房・ちり等の処理、

⑥ 交際：隣人・男女・子ども・家庭同士の交流・交際、地域の市民交流・交際とそのための施設と設備、地域の文化的行事、マナー

⑦ 緊急時及び生活の便宜のために：公衆電話、有線電話、放送、隣人相互の援助と体制、家庭内での心がまえと教育、必要な物品の準備。

⑧ 社会風俗・風潮・慣習：土地から・住民の気風、つきあい、服装、公共物の扱い方、浮浪者・もの乞い・押し売り・よたもの等危険とみられる人物、迷信。

⑨ 市民活動：健康な生活のための住民共通の利害に関する議論活動と実践、相互の援助・奉仕、公共の関係業務・体制への協力。

⑩ 保健関係の公共費：地域の安全衛生状態、公共施設・設備の有無と活用可能の度合、関係機関の予算、地域の慣習

ポイント8、疾病・傷害

① 予防：保健、安全知識、主婦自身の健康、予防接種、予防設備・用具、常備医薬品・用具、消毒薬品・用具、保健に関する社会ニュースのはげましと流行病・問題食品に対する家庭内での措置・教育。

② 相談：保健医療機関、地域及び職場の

保健婦。

③看護Ⅱ救急技術・医薬品・用具、医療機関との連絡、病人看護技術、病床の環境の整備と慰安のための設備・物品、病人に対する配慮についての家族の話し合い。

④治療Ⅱ早期の連絡、かかりつけの医者、保健医療関係機関・会社の診療所の活用。

⑤成人病Ⅱ中高年齢家族の生理的また精神的変化・変動についての知識と配慮、専門機関の活用、中高年齢家族個々の生活実状・社会状況・世相・家庭生活に占める立場等についての客観的理解、慰安と休養のある家庭生活。

⑥妊娠・出産Ⅱ家族計画・避妊器具と薬品・使用法、人工妊娠中絶、医師との連絡、常時の診断、妊娠婦の衛生と休養・仕事・運動及び栄養と精神的安定、妊娠・出産に関する慣習と迷信、夫婦間の理解、家事労働・精神安定等への家族の協力についての話し合いと実行、事業内ホームヘルプ制度の活用。

⑦病後の社会・職場復帰Ⅱ家族の理解と援助ならびに家庭内での肉体的訓練、家庭の落着きと明るさ・はげまし、復帰のための家族の知識、肉体的・精神的・職業的復帰訓練のための施設と相談機関の活用、復帰に要する補助器具・医薬品等。

⑧病人のある場合の、その他の家族への配慮Ⅱ伝染の予防・消毒と設備、家族

の心理的動揺・不安等の安定についての配慮、家族の日常生活・就労や就学生活の正常な運営の確保。

⑩保健医療費Ⅱ家族の健康状態、妊娠出産、地域の保健衛生状態、身近な保健医療機関・施設の有無、保健栄養剤への関心の問題。

ポイント9、保健の管理

①健康診断Ⅱ家庭の慣行とする（回数・定期的・利用機関）。

②主婦の健康Ⅱ健康診断、早期診断の習慣、過労の原因、家事労働の家族分担、主婦へのいたわりと望診（顔色・眼光・言動・身じまいの様子等からの健康状態の判断）。

③睡眠Ⅱ場所と用具・設備、安眠のための家庭内外の環境、家族の就寝・起床時間のくい違い。

④入浴Ⅱ回数、入り方とエチケット、入浴用品と設備、入浴きらいの乳幼児のための入浴用玩具等、労働の種類・その日の気分転換・健康状態と入浴、公衆浴場の衛生と安全。

⑤休養Ⅱ帰宅時間、主婦が落着く時間、場所・設備、家庭内外の環境、休養中の娯楽のバランス（軽重・平安と強い刺激・時間の長短）。

⑥家族の保健状態Ⅱ疲労、過労、興奮、消沈、不眠、持病、急病、病気の早期発見、常時の望診。

⑦害虫、ねずみⅡハエ、イエダニ、カ、

ゴキブリ、ゲジゲジ、ノミ、ねずみ等安眠をさまたげるもの、伝染病や皮膚疾患のもととなるもの、殺虫・殺菌剤、消毒剤及び用具、薬品の使用方法としまい方。

⑧保健思想Ⅱ保健知識、保健教育、保健関係の社会のできごとのは握

⑨保健管理の費用Ⅱ健康診断、入浴、消毒・殺菌・殺虫等の薬品と用具、夜勤者のための昼間安眠設備、家庭常備医薬品と設備。

ポイント10、生活慣習

①家族・家庭の保健慣習Ⅱくせ、まね、習慣、慣行、迷信。

②家族が良い保健慣習を持つⅡ身体について（定期的健康診断、手を洗う、入浴と洗髪、必要な場合の昼寝、身体の異和のがまんをしない、清潔な下着、適当な理髪と美容）、心のこと（よくよくしない、うそやごまかしをしない、こまだったことなどは家族間で打ちあける）、人間関係のこと（家族が互いにいたわり合う、相手の話をよくきく、静かに口をきく、ユーモアを持つ、他の家人の休養・睡眠・よい趣味・友人等を大切にすること、家族がともに楽しむ機会を持つ、特に朝はけんかなどをしない、主婦の健康をみんなで守る、主婦にやたらに仕事を頼まない、病人がある時にも明るい家庭にするようにつとめる）、衣服のこと（下着を適当に持

つ、清潔なものを身につける、労働の種類により安全で破れない服装を持つ、家族個々の生活条件により適度の楽しい身だしなみも必要）、住居のこと（不用品の整理と廃棄、特に台所や便所の清潔と消毒・手洗い器具の設置、はさみ・ほうちよう等の日常使う刃物・道具類また救急医薬品・その他不時の際に必要な物品をととのえ、その置き場所を定め乱さない）、食事のこと（偏食をしない、落着いてよくかんで食べる時間と場所を持つ、楽しいふんいきをつくる、その他家庭で（ガスのせんでよく閉める、布団の中で喫煙・読書をしていない、便所等よごしたところは直ちにきれいにしておく、寝具類は清潔にし乾燥したものを使う、夜保護者なしに出るかない）、消費生活について（個々の家庭に即した必要度の検討・計画・記帳・検討を自主性と自信を持って行ない自分の家庭独自のバランスをとる、家族で話し合い協力し合う、新製品で良いものは必要に即して取り入れ生活を便利にする、新しい物品を何でもやたらに・また広告等のみで購入しない、特に保健栄養剤等を広告などでやたらに購入せず食生活面での考慮を第一にする、電気・ガス・石油等関係の家庭機器の危険性・幼児など独自で注意できない家族の存在・事故の際の所置・修理などについて十分考慮して購入・使用し、修理の

知識・技術を持つと同時に不十分な知識で修理に手を出さず専門家にまかせる、購入物品の不良な場合はだまっていなくて販売責任をとう勇氣を持つ、購入物品のアフターサービスを十分に利用する、(みんなて使う場所や地域で)便所・洗面所・水のみ場・乗りもの・道路等を汚したりこわしたりしない、他の人を不快にさせる言動をしない、伝染病をかくさない、交通規則を守る、ひとがこまっているのを見過さない、自分で解決できない困ったことにおつかった場合は他に援助を求める勇氣を持つ。

このほかにもいろいろありましたが、この細かい内容は、各家庭で、それがうまくいっているかどうか検討していただくためにあげたものです。「うちでは、この点が問題」という方は、その一つでも解決のための実践を、消費のバランスの上で考え実践してみてくださいるよう

(句読点は原文のとおり)編集部



年少労働者福祉員制度とその活動状況

ここ数年来の激しい求人難を契機として、中小企業の経営者並びにその団体に

進達され、労働大臣から「年少労働者の福祉増進に寄与するよう期待する」旨の奨励状が交付されている。

おける従業員の受入態勢の整備に伴い福祉の増進についての関心が非常に高まってきた。特に、労働時間・休日等の労働条件の向上をはじめ、最低賃金制度・中小企業退職金共済制度の普及、及び集

このようにしておかれた年少労働者福祉員の活動は、年少労働者の余暇生活時間の善用指導、一般教養・実務教育、保健衛生・労働条件・労働環境および職場における人間関係の改善等広汎多岐にわたった活動を行なっている。

求人の実施に伴う従業員教育・人間関係・保健衛生等の自主的な改善整備をはかるうとする強い氣運がみられてきたことはまことに喜ばしいことである。

なお、各婦人少年室では、年少労働者福祉員活動について種々の援助・助言を行なっているが、本年は、従来行なってきた講習会方式から一歩進めて、相互の連絡、意見の交換、活動事例の発表等を行なうための「福祉員連絡協議会」を全

中小企業には年少労働者の七割近くが雇用されているが、年少者は心身共に急速に発達する過渡期にあるため、非常に動揺しやすい時期であり、従って、年少者の健全育成と中小企業の繁栄のために、このような観点から年少者の特質を

各都道府県ごとに、福祉員活動のあり方を研究討議するための研究講習会を開催することになっている。

年少労働者福祉員とは、商工会・中小企業協同組合・商店会等の中小企業団体がその団体所属事業所に働く年少者の福祉増進を図るため自主的に設置するものであり、中小企業団体自らの責任において選任された年少労働者福祉員は、都道府県

次に、昭和三十八年六月一日現在の福祉員は一八、〇〇〇名を超えているが、昭和三十七年四月から本年三月までの一年間に行なわれた福祉員活動のうち、各婦人少年室長から報告のあったものを内容別に分類すると次のようになる。

府県の婦人少年室長を通じて労働大臣に

動を指導援助しているもの 八二件
(2)年少労働者の資質の向上を図るための実務講習や教養講座の開設等年少労働者の教育訓練を実施しているもの 二六六件
(3)映画観賞会・旅行会・各種運動大会等のレクリエーションを実施しているもの 三九一件
(4)週休制・一斉閉店の実現等労働条件の改善や、各種社会保険への加入促進に努めているもの 五六件
(5)使用者やその主婦等に対して年少労働者の扱い方についての啓蒙をしているもの 一〇四件
(6)共同給食施設、海の家、山の家等の福祉施設を設置運営しているもの 七〇件
(7)新規中卒入職者のための歓迎会や激励会等を実施したもの 一〇五件
(8)年少労働者やこれを使用する者からの年少労働問題についての相談に応じ、その解決に努めているもの 一三件
(9)興業組合に働きかけ年少労働者のために映画館の入場料金の割引を実現したもの 一三件
(10)年少労働者と福祉員との懇談会 六〇件
(11)その他 一八五件
計 一三四五件

これらの活動のうち、最近特に充実してきたものは、(1)年少労働者の資質向上

のための教育訓練の実施、(2)年少者を雇用している者等に対する啓蒙、(3)新入社員の新入社員や激励会の実施等で、それぞれ年少労働者と中小企業の特質に沿った着実な活動を行なっている。

次に、最近の福祉員活動の中からいくつかを選んで掲げてみよう。

◆年少労働者体育デーの設定

- ①実施主体 長野洋服商工業協同組合
 - ②中心となった福祉員 柄沢寿太郎氏
- 週休制に伴う年少労働者の余暇時間善用と、職業がどうしても運動不足になりがちであるのを補うため、一石二鳥をねらって、毎月第一日曜を組合の体育デーとした。
- ③期日 昭和三十七年四月より実施
 - ④場所 長野市加茂小学校体育館及び屋外運動場
 - ⑤参加者 一回約七〇名
- なお、会場使用料は、市社協の協力によって無料である。

◆グループの歌をつくる

- ①実施主体 宮崎県理容環境衛生同業組合日南支部
 - ②指導した福祉員 大田川辰男
- 理容組合の年少者グループ若杉会ではグループ結成一周年を記念して、例会やレクリエーションの時、皆で歌うグループの歌をつくらうと、大田川福祉員の指導を得て作詞し、県警察本部音楽隊長の嵯原三好

氏作曲による次の歌が誕生した。

日南理容少年の歌

(一)太平洋の朝明けり

黒潮とおす陽を浴びて
ともに励まん理容の学び

希望の光さしゆかん
われら日南理容少年

なお、福祉員がこのグループを指導援助しているというので事業主の理解が深まり、年少者が働きやすくなった。○年少労働者間の親睦が深まり互いに励ましあって働く意欲を高めている。○昨年は学卒者の採用が出来なかったが今年はより以上の求人難にもかかわらず、「年少労働者のグループがあるからだからそこで働きたい」という者があって、関係者を感激させた。

◆商店員講座の実施

- ①実施主体 東京大田区商店街連合会
- ②中心となった福祉員 竹内三郎
- ③実施時期 昭和三十七年五月二十二日～二十九日
- ④受講者 傘下各店の新入店員
- ⑤主な講習内容

・「お客に好かれる店員、きらわれる店員」・「話し方のコツ」・「接客と販売の心得」・「販売用語の使い方」

◆給食センターの設立

- ①設置主体 愛媛県宇和島商店連盟
- ②中心となった福祉員 山崎太郎

③動機 中小企業特に小売商の求人難が深刻になってきた。せっかく雇用しても定着率は四〇％にも満たないことから労務管理改善の必要性を痛感した。

④名称 協同組合宇和島給食センター

⑤所在地 宇和島市丸ノ内

⑥敷地 三〇九・二四平方メートル

⑦建物 鉄筋ブロック建、延二二・二平方メートル

⑧主たる設備 立体式炊飯機・合成調理機・洗米機・回転式平釜・球根皮剥機ほか

⑨配達方法 軽四輪トラック及びリヤカーを用い、ペークライト製の食器に入れて配達する。

⑩料金 朝食三〇円、昼食四五円、夕食四五円、計一日一二〇円

⑪給食数 一日一、〇〇〇食、従業員一三名(炊事九、配達二、事務二)

⑫給食開始時期 昭和三十七年八月十一日

⑬問題点 限られた時間内に配達することが困難である。空食器を完全に回収すること。

⑭建設資金 七七三万円

(内訳) 土地購入費二一〇万円

建築費(内部施設費を含む) 四三〇万円

自動車購入費 五〇万円

配達食器購入費 五三万円

備品及び什器費 三〇万円

⑮資金調達方法 組合員(一二二名)の出資金と借入金

◆映画入場料金の割引を実現

①中心となった福祉員 石川県鶴来協会 石田福祉員

興行組合に働きかけて年少労働者の映画館入場料の割引を実現した。

②期日 昭和三十七年七月一日より

③範囲 金沢市内及び鶴来町内映画館

④内容 学生割引程度

⑤利用者 月二十名程度

◆共同入店式と新入店員のための講演会

①実施主体 東京立川市商店会連合会

②中心となった福祉員 中野喜介

③内容

四月二日 (・共同入店式・雇用主・市の代表者との会食・講演「新しい交通規則について」立川とその周辺)

四月三日 (・講演「店員の心構え」・映画鑑賞)

四月四日 (・バスで都内見学)

◆新規学卒就職者の激励大会

①主催 埼玉県本庄商工会議所

②後援 本庄地区福祉員会

③中心となった福祉員 関根秀一

④期日 昭和三十七年六月十日

⑤内容 各界代表者の激励のことばの後映画鑑賞

⑥参加者 四〇〇名

労働安全衛生規則上の各種免許の

女子の受験資格について

女子旋盤工とか女子自動車整備士とかあるいは女子ハイヤー・タクシー運転手とか、戦後、女子は各種の機械的技術的部門へめざましく進出してありますが、労働基準関係法令では、安全衛生または福祉の見地から、若干の業務についての就業制限をして、女子労働者の保護を図っています。

女子が就業制限

をされている業務の範囲については、女子年少者労働基準規則第九条に具体的に定めてあります。たとえば、ボイラのふん火の業務その他ボイラの取扱いの業務、溶接によるボイラの製造・修繕等の業務、起重機の運転の業務、木馬道・管流等による木材の搬出の業務、危険物を製造

しまたは取り扱う業務で爆発・発火または引火のおそれのあるもの、異常気圧下における業務などがそれです。

ところで、労働安全衛生規則等には、非常に危険な業務については、一定の資格を有する者でなければ就業できないとしている規定があります。たとえば、ア

セ、レン溶接装置の溶接主任者の業務については溶接士、導火線発破の業務については導火線発破士等、電気発破の業務については電気発破士等、一定のボイラの溶接の業務については、特別ボイラ溶接士または普通ボイラ溶接士、一定ボイラの取り扱いの業務については、ボイラ技士でなければ就業できないようになっています。

さて、このような各種の免許の取得についてはどのように規定されているのでしょうか。ある種の免許については、女子または年少者は免許を取得することができないことになっているのでしょうか。試験には、女子または年少者は受験できないものがあるのでしょうか。今回は、これらの点について、すこし説明してみよう。

(1) 女子も年少者も取得できる免許

溶接士の免許

(2) 女子は取得することもできるが、年少者は取得できない免許

(イ) 免許取得のために試験制度があり、その試験に年少者も受験はできるもの

集材架線技士、運材架線技士（一級、二級）の免許

(ロ) 講習を受けることにより免許を得できるもの

導火線発破技士、電気発破技士の免許

(3) 女子も年少者も取得できない免許

(イ) 免許取得のために試験制度があり、その試験に、女子は受験できないが、年少者は受験はできるもの

揚貨装置運転士、ボイラ技士（特級、一級、二級）、ボイラ溶接士（特別、普通）、クレーン運転士、デリック運転士の免許

(ロ) 講習を受けることにより免許を得できるもの

潜水士の免許

(4) 女子も二十歳未満の者も取得できない免許

高圧室管理者の免許

ところで、これらの免許の中には、年少者では取得できないが、その試験は受けるものがあります。これは、試験に合格しても、十八歳になるまでは、免許が与えられないということです。なぜこのようなことをするかというと、これらの免許を取得した者が就業できる業務は、女子年少者労働基準規則の年少者の就業制限の業務に該当するからです。

このことは女子の受験制限についてもいえることです。溶接士の免許を女子が取得できるのは、女子年少者労働基準規則の就業制限の業務に、アセチレン溶接装置の溶接主任者の業務は掲げられていないためであり、女子が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許を取得でき

ないのは、女子年少者労働基準規則の女子の就業制限の業務の中に、起重機の運転の業務が掲げられており、たとえ免許を取得できても就業はできないので、むだなことはいないために、免許を取得できないとし、あわせて受験制限も規定しているわけです。

ですから、将来、危険防止に関する研究が進み、先に掲げた免許を要する業務が危険を伴わないようなものになれば、その業務は女子年少者基準規則の就業制限の範囲から除かれることとなりましょうが、この場合、安全衛生関係規則上の女子の免許取得の制限または受験制限の規定は改正されなければならないわけですね。

なお、試験の内容、講習の内容、免許を取得した者の就業可能な業務の範囲については、それぞれの規則に詳細に規定されていますから参考にして下さい。

(婦人労働課)



婦人界のうごき

(五月一日～六月一〇日)

(五月)

一 日本婦人有権者同盟の第一九九年次総会が五月二一、二二の両日、東京の婦選会館で開かれ、運動方針決定、東都知事に自発的辞任を求め再選挙をのぞむなど統一地方選挙についての声明、米原子力潜水艦寄港反対の声明、などを行なった。運動方針は(一)三八年秋より三九年夏までに予想されている総選挙にそなえ、このための政治啓発及び公明選挙運動を強力に展開しよう。(二)現行憲法を支持する立場で、憲法調査会の答申案をみまもり、改憲反対運動を展開しよう。(三)もともと身近かな上下水道、清掃、し尿問題をとりあげ、これを政治と直結させ、その解決をはかりましょう。(四)支那所在地の自治体の予算を検討することによって、税金のゆくえんをたしかめ、これが適正に使われるよう努力しよう。(五)会員の増加につとめ会の財政を確立しよう、というもの。なお、役員は半数改選され、会長市川房枝(継続)、副会長小林時枝(継続)荒巻よしゐ(再選)宮森とし子(新)の各氏と決定した。

開催された。スローガンに「戦争と失業と貧乏をなくすためすべての婦人は手をつなぎ安保体制をくずしましょう」「婦人の働く権利の確立と同一労働同一賃金を勝ちとりましょう」「世界の婦人と手をつなぎ平和共存・民族独立・完全軍縮を勝ちとりましょう」、目標には、男女同一労働同一賃金、大幅賃上げ、最低賃金制の確立。合理化反対、働く権利の確立。憲法改悪反対、完全軍縮。日韓会談、核武装反対、を掲げた。一二日は、賃金問題、合理化問題、組織問題、平和問題、保育所問題についての分科会及び職業別の特別分科会に分かれて討議、約三四〇〇人が参加、一二日には全体会議、パネル・ディスカッションが行なわれた。パネル・ディスカッションは合理化と日韓会談―働く婦人の権利は職場でどう侵されているか―というテーマにより、寺尾五郎(朝鮮問題研究家)、工藤純代(全専売)、塩沢美代子(繊維労連)、松井恒子(日教組)の諸氏を中心に、松岡洋子氏(評論家)の司会により、参加者によって行なわれた。なお、アピール、決議、宣告等が行なわれた。

三 回通常総会を開き、今年度の事業計画決定などを行なった。今年の新事業としては「暮らしの協同設計」において保育所づくり、消費対策を重点的におこなうこと、生活上対策委員会を設けてこの問題にあたること、農村婦人の生活記録募集を行なうこと、などが決められた。なお、役員改選の結果、会長に神野ヒサコ氏、副会長に白井小浪氏が再選された。

一 五日 消費者物価対策連絡協議会が都市センターホールで開かれた。同協議会は大堀経済企画庁次官を会長に、大蔵、通産、農林など一省庁と総理府、公取委など政府機関で構成され、日銀各局長もオブザーバーとして参加している。この会合では消費者物価の抑制策が検討され、砂糖・食肉の値上がりを抑制するため砂糖の輸入関税引下げと牛肉の緊急輸入を行なうこと、行政指導により都市ガス、NHK料金の値下げを行なうこと、協同組合や環境衛生同業組合の価格協定乱用などを防ぐためこの協議会に生産性向上と取締まり強化の二つの小委員会を設けると、などを決定した。

一 五日 国連NGO国内婦人委員会は東京YWCAで国連の第一七回婦人の地位委員会に出席した労働省の谷野婦人少年局長から報告をきいた。約二〇名参加。なお、国連NGO国内婦人団体には従来、大学婦人協会、汎太平洋東

南アジア婦人協会日本委員会、日本婦人平和協会、日本婦人法律家協会、日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人矯風会、日本基督教女子青年会、日本看護協会の八団体が参加していたが五月から日本有職婦人クラブ(会長金子光氏)が参加した。

一 五日 全国友の会の全国大会が五月一五日から一八日まで四日間にわたり東京で開かれたが、今年は中央委員として羽仁恵子、植村キミ、桐洞とよ、山野敏子の四氏が決定、「婦人の友」六〇周年にあたり、会勢を有力にするため家庭生活に関する活動をさらにくりひろげることなどを決定した。

一 七日 第一〇回九州地区母子福祉大会が別府市で開催され、母子家庭の母約二五〇〇人が参加、次のような決議を行ない、所管大臣等に送付した。決議は、一、母子福祉貸付等に関する法律改正、一、母子相談員制度の質と量の強化、一、母の就労対策確立、一、寡婦対策の確立、一、税における寡婦控除の拡大、を要請している。

二 三日 日本消費者協会主催の第一回消費者大会が東京の第一生命ホールで開催された。同大会は、一人一人では弱い立場の消費者が手を結び理想的な消費生活を実現しようという意図で開催されたもので、消費者討論会「家庭用品品質表示法にのぞむ」、日用品の価格引下げ、消費財への物品税金庫などの

一 二、一 三日 第八回働く婦人の中央集

一 四日 全国農協婦人組織協議会は第一

決議、買いものコンテスト等が行なわれた。消費者討論会は司会三巻秋子氏（主婦連合会副会長）によりすすめられ、通産省森口商務課長など、関係官庁、日本化学繊維協会、日本電機工業会など業者側からの出席もあり、主婦など約五〇〇人が集まった。

二五日 全日本婦人連盟の第三回総会が明治神宮参宮殿で開かれた。経過報告、会計報告、役員選出、運動方針決定、宣言、決議、などが行なわれた。決議は「一、私達は日本及び世界の永遠の平和と繁栄のため清潔な明朗な社会の建設に努力します。一、私達は交通防止、犯罪防止等、青少年を守り善導する方面に一段の尽力をいたします。一、私達は国土美化運動を推進し、かつ公德心の涵養につとめます。以上の運動を促進するため都内全区及び地方にも逐次支部を結成、全日本婦人連盟の拡充に努力いたします」というものである。

二六日 日本婦人平和協会の一九六三年度総会が日本女子大学桜楓館で開かれた。今回は規約改正等が行なわれ、会の名称も、婦人国際平和自由連盟日本支部と変わった。また、米原子力潜水艦寄港反対の態度をとることを決めた。役員改正の結果、会長は従来通り菅支那子氏、副会長には野々宮初枝、鈴木布美の両氏が決定した。

三〇日 農林省は米価審議会委員として

学識経験者等二五名を任命したが、うち、婦人は三巻秋子氏（主婦連合会副会長）で、同氏は再任である。

三〇、三一日 児童福祉法制定一五周年にあたり、全国児童福祉協議会が厚生省及び全国社会福祉協議会の主催で五月三〇、三一日の両日、東京で開催された。

会議には都道府県児童福祉審議会委員、児童相談機関関係者、婦人団体関係者、学識経験者、民間社会事業家等が参加、第一日には分科会、第二日には総会、児童行政説明、表彰、分科会報告等が行なわれた。分科会のテーマは次のとおりであった。（一）新しい家庭づくり、（二）健康で活動力のある子供の育て方、（三）要保護児童対策、四事故防止と環境浄化、（五）地域活動の進め方、（六）社会変動に伴う家庭と子どもの問題（六月）

一〇日 日本消費者協会は消費者啓蒙教育についての事業の一つとして三十七年から消費生活コンサルタント養成講座を実施してきたが、三十八年の同講座が六月一〇日から七月一〇日まで東京の日本相互銀行大森支店に開設された。同講座の目的は、各地婦人団体、一般公共団体、官庁関係など一般の消費者の生活指導に関連ある職域及び地域のリーダー養成ならびに一般企業における従業員の生活指導者の養成、あるいは家庭用品のメーカーや流通機構に消費者問題の理解と認識を深めるなどで

あり、今回は個人及び婦人団体からの受講者、公共団体、私企業からの出向者など六〇名を対象に、経済学、商品

宮城婦人少年室 協助力グループの活動から

銚田地区の協助力の方々は、一番経験者の田山香枝子氏のお骨折もあって、横のつながりがよくとれて、自主的な会合がしばしば開かれます。そして「協助力の手引」をいつも活用して、お互いの情報を交換しあっています。

A協助力は長欠就労のKさんの保護対策の難しさについて、T協助力は郡部の中高年婦人の働く場に恵まれない実情など、それぞれ具体例をあげて、仕事をすすめていけます。問題につ

いては、地域の協力をえられるいろいろの委員や、関係機関との連絡・話し合いもなされています。

そして、「仕事は足で」をモットーに、婦人週間の所感文も、働く青少年の生活文も、根気よくお集め下さいます。この五人の協助力さんが、揃ってそれぞれ一名ずつ知事賞など、入賞編を出したのも、偶然ではなかったようです。

先頃は、年少労働者福祉員と協力し合って働く年少者の会を開きました。その時は各協助力さんが、それぞれ、自分の手がけた働く年少者を褒めようにお連れになって、生活文明読発表などもされて、はじめて逢う年少者達にも、なごやかな励ましを与えました。そして福祉員の方々は、お骨折のお菓子を年少者に配って下さいました。忙しい中からの、こうした協力活動は、地域の「協助力のはたらき」を生き活きと高めて皆さんの関心と呼んでいくようです。

（茨城婦人少年室長 石井はた）



協助力の方々と入賞を飲む年少者たち

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定 期 刊 行 物 (昭和38年4月受入れ)			
資 料 名	巻 号	発 行 所	主 要 目 次
労働統計調査月報	15-2	労働統計調査部	○雇用の産業連関分析 ○労働生産性統計調査の改正 ○失業の国際比較
職業安定業務月報	15-3 特集号	職業安定局	○雇用の産業連関分析 ○昭和37年3月新規学校卒業者の職業紹介状況及び初任給調査結果
海外労働経済月報	13-1	労働統計調査部	○西欧における繁栄と労使関係—西ドイツの場合— ○アメリカにおける労働時間短縮問題 ○インド・インドネシア・パキスタン・フィリピンにおける失業と不完全就業
官公労働 職業安定	17-4 58	官業労働研究所 北海道労働部	○ILO条約の批准をめぐって ○日雇労働者の常用化について ○炭鉱離職者のための新対策
職業安定広報	14-8 14-9	職業安定局	○失業対策制度刷新改善 ○中高年求職者の求人確保 ○マンパワー問題と中高年齢層対策
職業指導	1963年 2月	日本職業指導協会	○昭和37年3月中学校卒業者の状況
繊維労働	1963年 4月 113	全織同盟	○婦人労働の現状の問題点(谷野せつ) ○定年延長についての参考資料 ○寄宿舍実態調査の集計について
総 評	1963年 4月	総 評	○特集、石炭日幹両闘争をどう発展させるか
世界の労働	1963年 3月	日本ILO協会	○国際経済の動向とその労働問題への影響 ○労働時間の短縮と休みの問題
日労研資料	570	日本労働研究所	○民間給与の実態 ○退職金の制度設定とその規定作成〔1〕
〃	571	〃	○退職金の制度設定とその規定作成〔2〕
〃	572	〃	○欧米の労務管理における賃金と労働時間の取扱い ○中小企業の退職金事情 ○退職金の制度設定とその規定作成〔3〕
福利厚生 看 護	400 4	労務研究所 日本看護協会	○主要施設の実態展望 ○助産婦教育制度の問題点と今後のあり方
フェビアン研究 財経詳報	14-4 483	日本フェビアン研究所 財経詳報社	○転換期の賃金分配率と賃金格差(上) ○「倍增計画」と「経済見通」改定の問題点
Japan Labor Bulletin	2-4	国際労働課	○Joint wage Research Center Preparatory Committee ○Requirements for Professional Manpower ○National Technical and Vocational Training Advisory Council ○University Enrolment of Canadian Women
The Labor Gazette	63-1	カナダ	
定 期 刊 行 物 (昭和38年5月受入れ分)			
労働統計調査月報	15-4	労働統計調査部	○最近の労働経済の変化 雇用構造の近代化と労働市場 最近における賃金変動とその背景 消費構造の長期的変化とその性格
〃	15-5	〃	○雇用、賃金および労働時間の動向 ○常用雇用指数の修正について ○西ドイツにおける技術的変化と雇用
海外労働経済月報	13-2 13-2	〃 〃	○アメリカにおける職業構造の変化 ○イギリスの賃金構造と所得政策
職業訓練	5	職業訓練局	○技術者養成教育のあらまし ○技術革新に伴う職場配置転換訓練
繊維労働	114	全織同盟	○寄宿舍実態調査の集計について ○繊維婦人労働者の勤続年数はどう変ったか ○女子事務職員の現況 ○婦人問題労働統計資料 ○まだ沢山ある婦人問題

資 料 名	巻 号	発 行 所	主 要 目 録
総 評	1963年 5月	総 評	○3.15 判決と労働者の権利特集
"	" 6月	"	○日本の労働運動はいかにあるべきか
同 盟	5	同盟会議	○EECと労働組合 ○合理化問題とその具体策
日労研資料	573	日本労働研究所	○生計費と消費者物価指数 ○中小企業の退職金事情〔2〕
"	574	"	○職場闘争と山猫争議及び時間中の組合活動と施設利用 ○特定条件賃金調査の結果
"	575	"	○職場闘争と山猫争議及び時間中の組合活動と施設利用 ○中小企業の退職金事情〔3〕
労政時報	1704	労務行政研究所	○最近のレクリエーション行事と経費負担の状況 ○勤労青少年は休日休暇をどう利用しているか ○給与の適減する定年後の特別従業員制度
"	1705	"	○1万事業所の産業規模年齢別賃金実態
"	1076	"	○職務に基く給与の現状とその内容及び問題点 ○主要各社の特殊労働者の賃金と労働時間
労 働	4	大阪労働協会	○中小企業の賃金問題 ○商店における賃金問題について
労働科学	39-5	労働科学研究所	○キーバンチャーの身体疲労部位の訴えについての調査資料
労働の科学	18-5	労働科学研究所	○ホームヘルパーという名の職業婦人 ○職業病からみた婦人労働 ○機械化事務作業に従事する婦人の健康管理 ○イギリス労働婦人の一こま
労働週報	1103	産業労働調査所	○中小企業の福利厚生費の実態 ○大企業の福利厚生費の実態 ○福利厚生規定の実例
"	1104	"	○賃金事情の実態調査(1)
"	1105	"	○" (2)
"	1106	"	○" (3)
"	1107	"	○" (4)
労働法令通信	16-15	労働法令協会	○解釈例規からみた在籍専従制度の法律問題(下)
	16-16	"	○日経連の労使新原則と労働情勢報告
	16-18	"	○最近における製造業臨時工の実態
労働問題	1963年 6月	日本評論新社	○仕事別賃率の確立のために ○転換する日経連の指導理念 ○ILOの機能と限界
労働時報	38年4月	労働省	○中高年齢層の雇用問題 ○職場における男女の機会均等
	38年5月	"	○年少労働者の余暇と福祉施設
労務管理通信	3-9	労働法令協会	○通産省調査による将来の技術者の需要量と需給関係の展望
日本労働協会雑誌	1963年 5月	日本労働協会	○わが国労務管理の特質と今後の問題 ○余暇研究の課題 ○アメリカ石炭鉱業と賃労働
東 商	1963年 4月	東京商工会議所	○流通をめぐる諸問題
"	1963年 5月	"	○わが国の流通機構はどうなる
International Labor	87-2	I L O	○The Role of Women in Business and Industry in the Philippines
	87-3	"	○Unemployed youth: an African Symposium
The Labor Gazette	63-2	カナダ労働省	○Introduction of Job Evaluation in Japanese Industry ○Awards to Employers, Handicapped Man and Woman of Year
Press and Radio Service	9 may 1963	自由労連	○Women in High Positions in U. S. Gov't ○ICFTU Women's conference underlines need for equal opportunities
Official Bulletin	XLV 1-1	I L O	○Meeting of Experts on the Assessment of Manpower Requirement, for Economic Development
I L O News	March 1963	I L O	○Manpower: Key to Development
AIOP Bulletin	No91963	ルクセンブルグ	○The Adjustment of Young People to a World in Accelerated Technical and Economic Evolution

婦人少年室の調査活動に参加して

○ 竹 田 菊 枝

(東京婦人少年室協助力員)

去る二月、今年の婦人週間のテーマに関連して「社会サービス活動に関する婦人の意識と参加状態」について調査する仕事に東京の協助力員として、私も参加することになりました。私は勝田協助力員と共に、文京区の調査対象家庭を訪問しましたので、その時、感じたことをお伝えしたいと思います。

この調査は、全国で抽出された総数千六百名の二十歳以上の婦人に対して行なうもので、人口十人以上の都府県の中から婦人少年局で八十地点を選んで行なったものです。(詳細は本誌六号二八ページに出ています。)

私たちの分担した駒込林町の一部の地域は非戦災地で、古い建物が多く、住宅番号もとびとびです。対象者二十名は大部分が勤労者家庭の婦人で、ほかに、印刷業経営者二、信用金庫役員一の家が有りました。勤労者の中には、共稼ぎ家庭や親子家庭(例えば母と娘、父と娘、息子と母というような)もあって、家庭経済が一人以上の人たちの分担によって保たれているという、現代の世相をよく物語っていました。

アンケートしてみても気づいたことは、社会福祉施設についての知識は一般に低

調で、勤労者は意識しているという程度の方でした。この方たちは、新聞・雑誌その他の報道機関によるこれらについての知識導入をどのように吸収しているのかと疑問に感じさせられました。

社会のためになるサービス活動については、例えば年末の助け合い運動にしても、町内会の輪番制によって、集める品物を依頼に近隣の家庭を回るとか、あるいは自分が寄付するとか、また、PTAの役員になるとか婦人会に入るとかいうケースが多くみうけられました。だいたいは、家庭婦人の場合は、近隣・町会・婦人会などが社会意識の限界であり、勤労者の場合は、職場が「社会」のすべてのように見受けられ、ひろく一般社会とのつながりについては、どのようにして関心を持つものかと考えさせられました。

技術者の息子を持つ八十四、五歳の老人の家をお訪ねしたとき、足腰が不自由で外出も思うようにできず、家庭内で用を足しているだけということを知った。御本人はともかく、息子さんは都民の一人として、社会保障のサービスを国からどの程度受けられるか、ご存じなのかどうか、この調査の目的とは逆に伺いたくありません。近所との交際も、この老人はたくましい二匹の番犬に守られてはいましたが、区役所や都の窓口に福祉施設やサービスの案内があることをお知らせしなければならぬのではないのか、また、町会や婦人会は、助け合いの

寄付を集めるだけでなく、こういう人々にも愛の手を差し伸べてほしいものと思いました。

○ 田 中 ヤ ス

(東京婦人少年室協助力員)

婦人少年室協助力員一年生の私ですが、去る二月、婦人週間の資料調査の仕事をしてお手伝いして、この上ない社会勉強をさせていただき、喜んでおります。

私の受け持ちは江東区高橋下町とその周辺でした。人の話では聞いていたが、自分で行ってみるのは始めてなので、なんとなく不安で幾日も考えたほどでした。まず近くのお米屋さんできいてみたところ、その御主人の話では、軒並み旅館で、中に小さな部屋がたくさんあり、その一間に家族づれで住んでいて、移動がはげしく、番地と名前だけで探すのはとても無理とのことでした。

どんなに無理でも私には責任のある大切な仕事ですから、とにかく番地を探しては軒並みにきいて歩くことにしました。六軒目で一人の家がわかった時のうれしかったこと、もう大丈夫と心に決めると自信もついて、冷たい風もなんのその、勇気百倍というわけで、道行く人や町会事務所ですぐ歩いて歩きました。

通りから見れば板べいのような囲いの中は、低いトタン屋根のトンネルのような長屋で、一メートルくらいの通路をはさんで両側に立ち並ぶ部屋の戸は、今にも落ちそうです。すきまだらけの板囲い

の部屋は三畳くらいでしょうか、うす暗い部屋でお経を唱えている人は創価学会の信者らしく、二十年前高等女学校を出て、現在月収五万円以上だというのに、よくれたもんべ姿と、畳の上に出ていたくあんのだんぶりが、私の印象に深く残りました。

夜七時ごろ訪ねたニゴヨシのおばさんは、子供と二人暮らしで、自分が働けなくなったらどうなるかしらと、ふしくれたった手をさすりながら、それでも赤い羽根はいつも買います、とのこと。また、アパートに住む若いお母さんは大変協力的で、自分も何か社会のために働きたいと言っていました。この人の妹さんはドヤ街に住んでいて苦労しているが、安定した生活ができるように心配してあげてもだめで、その日暮らしの気楽さから、落ちぶれた隋性でするすると深みに落ちていくらしいと話していました。番地が違っていたのでわからなかった旅館の奥さんがようやくわかり、夕方までいろいろのを知りながら、お願いしていただきました。寒いからお茶をすすめてくれました。会ってみれば、やっぱり善良で親切な人が多いのだと、今さらながら感じました。

無理だといわれた仕事も大勢の方々と協力を得て無事に果たすことができました。ことを、心から感謝しています。

女子の就業者数と完全失業者数 (1963年3月)

一人一か月平均現金給与総額 (1963年3月)

産業	女子	男子	計の割合	女子の割合	女子の前年同月の比較
就業者	万人 1,782	万人 2,739	% 39.4	%	万人 + 36
自営業者	260	704	27.0		+ 9
家族従業者	726	283	72.0		- 5
雇用者	794	1,750	31.2	100.0	+ 31
農林業	10	24	30.3	1.3	- 1
漁業、水産養殖業	2	19	9.5	0.3	- 1
鉱業	5	39	11.4	0.6	+ 1
建設業	37	179	17.1	4.7	- 5
製造業	291	621	31.9	36.6	+ 19
卸小売、金融保険、不動産業	202	303	40.0	25.4	+ 11
運輸通信、電気、ガス、水道業	34	231	12.8	4.3	0
サービス業務	191	211	47.5	24.1	+ 3
公	22	123	15.2	2.8	+ 2
完全失業者	41	30	56.9		+ 5

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 14,512	円 31,117	% 46.6
鉱業	12,034	30,472	39.5
建設業	13,476	28,918	46.6
製造業	12,281	28,236	43.5
卸売業	14,651	29,179	50.2
金融業	28,706	71,007	40.4
不動産業	14,925	40,236	37.1
運輸業	18,069	31,985	56.5
電気、ガス、水道業	23,284	39,370	59.1

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○第十五回婦人週間に際する懇談会

開催

婦人少年局では、六月六日、第十一回全国婦人会議選考委員長および各リダーを招き、第十五回婦人週間に際する意見・要望等を聞き、今後の参考、反省の資とした。

○婦人少年問題審議会年少労働部会の開催

本年二月に発令された新委員による婦人少年問題審議会第一回年少労働部会が六月二日労働省において開催された。

○国際婦人問題懇談会開催

婦人少年局では、六月二日、静岡市中央公民館において、局長の第一七回国連婦人の地位委員会出席の報告をかねた国際婦人問題懇談会を開催した。

○婦人少年局人事異動

(熊本婦人少年室)

労働事務官 佐々木敏子

退職

(福島婦人少年室) 労働事務官 円治 幸子 (六月十五日付)

(兵庫婦人少年室)

労働事務官 兵頭 敏子 (六月十六日付)

退職

(鳥取婦人少年室)

労働事務官 堀田 福子

高知婦人少年室長

(鳥取婦人少年室)

労働事務官 堀田 福子

兵庫婦人少年室長補佐

(鹿児島婦人少年室)

労働事務官 田中 貞

鳥取婦人少年室長

各通 (六月二〇日付)

(熊本婦人少年室)

労働事務官 山本 豊

熊本婦人少年室長補佐

(長崎婦人少年室)

労働事務官 吉元喜美子

長崎婦人少年室長補佐

(岐阜婦人少年室)

労働事務官 伊藤千代子

岐阜婦人少年室長補佐

○婦人少年協会理事会開催

六月二七日如水会館において婦人少年協会理事会が開催され、昭和三十七年度歳入歳出予算決算並びに昭和三十八年度歳入歳出予算を可決した。平林会長を始め藤本喜八、市川房枝、江上フジ、西垣実の理事諸氏並びに婦人少年局から局長並びに各課長が出席した。

婦人少年協会

第十一巻第七号 通巻百十四号

編集人

久米 愛

発行人

平林たい子

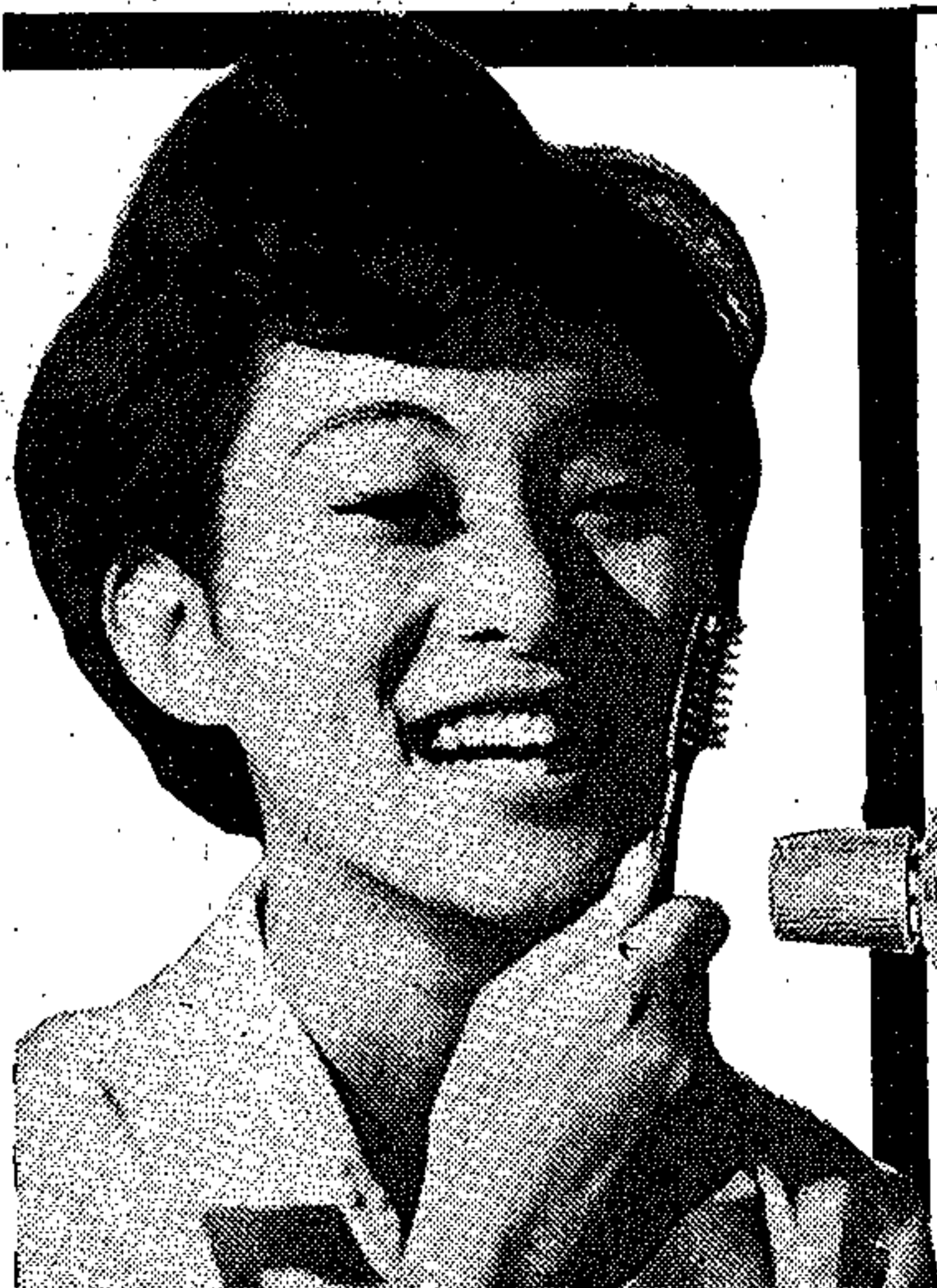
印刷人

網野 栄

東京千代田区神田一ツ橋一ノ一 (日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(331)九五九七 振替口座東京一〇七九一四



●夜も歯をみがきましょう

WhiteLION

歯を白くする 白い歯磨

青天井にひびく歓声、拍手、笑い。底ぬけに
明るい若いグループ。マッ白い歯、若い歯が
イキている。ホワイトっ子がここにもいる！

●ヨゴレを溶かすダイヤフェン、ツヤツヤと白い歯に仕上げるリン酸カルシウム基剤

ホワイト
ライオン

200円・150円・100円・50円

ライオン歯磨株式会社

東京・大阪・名古屋・福岡・札幌